

教 育 委 員 会 会 議 提 出 議 案

第 2 2 号

福岡県特別支援教育推進プラン（第2期）の策定について

このことを、別案のとおり提出する。

令和4年4月27日
教 育 長

（理由）

現行の福岡県特別支援教育推進プランの計画期間終了に伴い、新たに福岡県特別支援教育推進プラン（第2期）を策定するもの。

福岡県特別支援教育推進プラン（第2期）
～ 一人一人が輝く共生社会の実現を目指して ～

令和4年4月27日

福岡県教育委員会

目 次

第1章 総論	1
1 策定の趣旨	2
2 第2期推進プランの内容	2
3 第2期推進プランの期間	3
4 第1期推進プランの成果と第2期推進プランに向けた課題	3
5 第2期推進プランの基本的な考え方	6
6 第2期推進プランの実施に当たって	8
第2章 各論	9
第1節 連続性のある多様な学びの場における教育の充実（柱1）	
I 小中学校	
1 小中学校における通常の学級	10
(1) 現状と課題	10
(2) 施策の方向	11
2 小中学校における通級による指導	12
(1) 現状と課題	12
(2) 施策の方向	13
3 小中学校における特別支援学級	14
(1) 現状と課題	14
(2) 施策の方向	15
II 高等学校	
1 現状と課題	16
2 施策の方向	17
(1) 高等学校における通常の学級	17
(2) 高等学校における通級による指導	17

Ⅲ 特別支援学校	
1 現状と課題	18
2 施策の方向	19
Ⅳ 一貫した継続性のある指導及び切れ目ない支援	
1 現状と課題	20
2 施策の方向	21
第2節 就学前における早期からの相談・支援の充実（柱2）	
1 現状と課題	22
2 施策の方向	23
第3節 卒業後の自立と社会参加を目指した支援の充実（柱3）	
1 現状と課題	24
2 施策の方向	25
第4節 安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備（柱4）	
1 現状と課題	26
2 施策の方向	27
第5節 専門性の向上と支援体制の整備・充実（柱5）	
1 現状と課題	28
2 施策の方向	29
用語解説	30
■施策・事業	32
福岡県特別支援教育推進プラン（第2期）施策体系	33
具体的な施策・事業	35

第 1 章

總 論

第1章 総論

1 策定の趣旨

特別支援教育については、その状況の変化も踏まえ、共生社会の形成に向け、平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」に基づくインクルーシブ教育システム¹の理念を実現し、進展させていくことが重要です。

本県では、特別支援教育に係る施策推進のための指針となる「福岡県特別支援教育推進プラン」（以下「第1期推進プラン」という。）を平成29年4月に策定し、令和3年度までの5か年に渡って第1期推進プランに基づいた施策・事業に取り組んできました。

この間、国においては、学習指導要領の改訂や中央教育審議会の答申が行われ、2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿の一つとして「個別最適な学び」の重要性が示されました。また、GIGAスクール構想²の実現や新型コロナウイルス感染症の流行により、教育におけるICT環境の整備・充実が急速に進むなど、急激に変化する社会情勢の中、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供する特別支援教育の一層の充実が求められています。

本県の特別支援教育を巡る状況については、学齢期の児童生徒数が横ばいで推移している中、特別支援教育に関する理解や認識の高まり、障がいのある子供の就学先決定の仕組みに関する制度改正等により、特別支援教育の対象となる児童生徒が大きく増加しています。

このような中、本県の「教育振興基本計画」として位置付けられる「福岡県総合計画」に基づき、「福岡県特別支援教育推進プラン（第2期）」（以下「第2期推進プラン」という。）を策定するものです。

2 第2期推進プランの内容

第2期推進プランは、本県が目指す特別支援教育推進の理念と、その実現のために重点的に取り組む施策等を示すものです。第1期推進プランに基づいた取組の成果と課題を踏まえ、今後も継続的に取り組んでいく既存の施策について発展・充実の方向性を含めて整理するとともに、新たに取り組むべき施策の方向性について提示することとしています。

なお、ここには県教育委員会が実施する施策のほか、広域的な立場から市町村教育委員会を支援する施策や連携協力する知事部局における施策についても盛り込んでいます。

3 第2期推進プランの期間

第2期推進プランは、令和4年度から令和8年度までの5か年を対象としています。

なお、特別支援教育を取り巻く社会情勢等の変化や、その他必要に応じて、計画の見直しを行うこととします。

4 第1期推進プランの成果と第2期推進プランに向けた課題

県教育委員会では、第1期推進プランにおいて、特別支援教育を推進していくに当たっての基本的な視点として5つの柱を設定し施策の方向を定め、具体的な施策・事業を実施してきました。そして、年度ごとに点検・評価を行い、次年度の施策に生かしてきました。

それらの検証による第1期推進プランの主な成果と課題は以下のとおりです。

(柱1) 連続性のある多様な学びの場における教育の充実

【概要】

障がいの状態や程度に応じて、通常の学級、通級による指導³、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を整備し、それぞれの場において子供が充実した時間を過ごしつつ「生きる力」を身に付けることのできる教育の充実に取り組みました。

【成果】

- 各学校における校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率の向上により、推進体制の整備が進みました。
- 特別支援学級や通級による指導を必要とする児童生徒の増加に合わせて、指導の場の拡充が図られました。
- 高等学校における通級による指導を平成29年度から試行的に拠点校2校で開始し、平成30年度から4校の拠点校方式で本格的に実施しています。

【課題】

- 全ての学校において、校長等の管理職がリーダーシップを発揮して、学校全体としてカリキュラム・マネジメント⁴を行い、教職員が適切に役割を分担・連携して、障がいのある児童生徒等への指導・支援の質の向上を図ることが必要です。
- 特別支援学級や通級による指導を担当する教員の増加に伴い、児童生徒の実態把握や個に応じた自立活動の指導など、専門的指導力の向上が必要です。
- 高等学校における通級による指導体制や指導方法の確立、通常の学級における支援の充実が必要です。

(柱2) 就学前における支援の充実

【概要】

障がいのある子供に対する早期からの相談・支援、就学に係る支援、就学後の適切な指導と必要な支援の提供という一連の流れの中で、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が相互に連携を図りながら、一貫した継続性のある支援の充実に取り組みました。

【成果】

- 毎年実施した福岡県就学相談・支援担当者研究協議会及び教育事務所就学相談・支援担当者研究協議会により、関係者の就学に関する一定の理解が図られました。
- 早期からの相談支援体制の充実に伴い、関係者が教育的ニーズを共有する状況が進み、市町村教育委員会において就学先の検討等の対象となる幼児児童生徒が増えています。

【課題】

- 幼稚園等における特別支援教育の推進体制を整備するための支援の充実が必要です。
- 地域によって就学先の判断や考え方にばらつきが生じており、全ての関係者がインクルーシブ教育システムの理念を共有し、就学先の検討等を行うことが必要です。
- 適切な就学等に向けて、保健・医療・福祉部局とのさらなる連携と市町村における教育支援委員会を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討することが必要です。
- 障がいのある子供の学びの場は固定したものではなく、就学後も障がいのある子供が継続性のある多様な学びの場において、その能力や可能性を最大限に伸ばし、十分な教育が受けられるよう、教育的ニーズの変化に応じ学びの場の柔軟な見直しが必要です。

(柱3) 卒業後の自立と社会参加を目指した支援の充実

【概要】

福祉・労働・教育等の関係機関が相互に連携し、障がいのある子供の進路希望実現に向けた取組の強化を図るとともに、確実な移行支援を図るための体制整備に取り組みました。

また、将来の社会参加の促進や余暇活動の充実を図るため、社会体験活動や集団活動、障がい者スポーツや文化芸術活動等の機会の充実に取り組みました。

【成果】

- 特別支援学校知的障がい教育校では、デュアルシステム型現場実習⁵の促進や特別支援学校技能検定事業等により、学校と企業関係者、福祉・労働等の関係機関との連携が一層促進されました。
- 生徒の障がいの状態や能力・適性等の実態に応じた希望職種への就労に向けて、進路指導主事や就職指導員を中心に、実習の受け入れ可能な協力企業の開拓や理解啓発が促進されました。

【課題】

- 特別支援学校における早期からのキャリア教育⁶では、幼児児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、さらなるキャリア発達を促すことが必要です。
- 障がいのある生徒が希望をもって自立的に自己の未来を切り拓いていくために、時代のニーズに対応した専門教科や作業学習等の充実が課題です。
- 全ての学校において、卒業後を見据えた適切な指導や必要な支援を実施するための支援体制を構築し、卒業後の進路先に、生徒に必要な支援の内容や環境整備についての情報が適切に引き継がれるよう、関係機関との連携促進が必要です。

(柱4) 安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備

【概要】

特別支援学校の在籍者数の増加に対応した受入体制の整備とともに、障がいの重度・重複化、多様化に対応した基礎的環境整備や合理的配慮⁷の提供、障がいのある子供が安全に学校生活を営むことができる教育環境の整備に取り組みました。

【成果】

- 「県立特別支援学校設置計画」に基づく特別支援学校3校の新設などにより、必要な普通教室数の確保を図り、対象となる児童生徒の確実な受入体制の整備を進めています。
- 県立特別支援学校において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を通じて適切な支援を行うとともに、理学療法士や作業療法士等の外部専門家の積極的活用により学習指導の充実が促進されました。また、リーダー看護職員（常勤）を配置し、医療的ケア体制整備が促進されました。
- GIGA スクール構想により、児童生徒1人1台端末環境と通信ネットワーク環境が整備され、デジタル教科書⁸や入出力支援装置など、個々の障がいの状態や特性等に合ったICT⁹機器が整備されました。

【課題】

- 医療的ケアを必要とする子供が増加傾向にあることを踏まえ、全ての学校における医療的ケア児への安全・安心な教育環境の整備が必要です。
- ICT 機器や通信環境の整備・維持・更新を図りつつ、ICT 活用による指導の充実のための支援体制の整備が必要です。

(柱5) 専門性の向上と支援体制の整備・充実

【概要】

特別支援教育に係る専門性を有する人材の活用、教員研修の充実、特別支援学校教諭免許状取得の促進等により個々の教員の専門性の向上に取り組みました。また、管理職のリーダーシップにより、校内支援体制の整備、特別支援学校のセンター的機能¹⁰の充実と活用促進、保健・医療・福祉・労働等専門機関との連携や外部専門家の活用等による「チーム学校」としての取組の強化を図りました。

【成果】

- 特別支援学校教諭免許状取得の促進等により、特別支援学校の教諭等における当該障がい種の特別支援学校教諭免許状の保有率が向上しました。
- 次世代のリーダーを育成するため、県教育センターミドルリーダー養成講座（特別支援学校経営参画コース）の新設など、特別支援教育の核となる人材の育成の充実を図っています。

【課題】

- 近年の教員の大量退職、大量採用により、各障がい種に関する教育の専門性の維持・向上・継承が大きな課題です。
- ICTを効果的に活用した学習内容・指導方法の改善を図るため、教員一人一人のICT活用指導力の向上が必要です。
- 全ての教員が特別支援教育に関する専門性を高めるため、学校や地域で特別支援教育を推進できる核となる人材の育成が必要です。

5 第2期推進プランの基本的な考え方

障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を認め合える共生社会の実現を目指すためには、「障害者の権利に関する条約」に基づくインクルーシブ教育システムの構築が不可欠であり、一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を着実に推進していく必要があります。

県教育委員会では、第1期推進プランにおける成果と課題、国の動向や新たな課題を踏まえ、基本的な視点としての5つの柱は、第1期推進プランの柱を継承するとともに、柱の名称の一部見直しを行いました。そして、この5つの柱に基づき、今後5年間で取り組むべき施策の方向性を示しました。

(柱1) 連続性のある多様な学びの場における教育の充実

インクルーシブ教育システムを構築するためには、様々な教育的ニーズのある子供たちに対して、自立と社会参加を見据え、その時点で最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

特別支援教育の対象となる児童生徒の増加が継続する中、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場における教育の一層の充実を図ります。また、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果を高めるカリキュラム・マネジメントの確立を図ります。

(柱2) 就学前における早期からの相談・支援の充実

障がいのある子供に対しては、早期からその障がいに応じた適切な指導と必要な支援を行うことが重要です。また、その保護者や支援に関わる機関に対して専門的情報や支援に係る手立てを提供するとともに、早期からの支援を就学期に円滑に引き継いでいくことが必要です。

インクルーシブ教育システムの理念を基本とし、障がいのある子供の適切な学びの場の検討等の支援や関係機関との連携強化を行うことで、就学前における早期からの相談・支援の充実を図ります。

(柱3) 卒業後の自立と社会参加を目指した支援の充実

障がいのある子供が、将来の進路を主体的に選択できるよう、子供の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階から夢や希望、卒業後の生活のイメージをもつことが大切です。特に学校教育段階においては、将来の自立と社会参加のために必要な基礎的基本的な能力の習得を図るとともに、卒業後の進路先に対して、これまでの支援内容を着実に引き継ぐことが重要です。

このため、地域の就労関係機関との連携等による早期からのキャリア教育の充実や、障がい者スポーツ・文化芸術活動を推進し、卒業後の自立と社会参加を目指した支援の充実を図ります。

（柱4）安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備

障がいのある子供が安全・安心に学校生活を送り、障がいの種類と程度に応じた効果的な教育を展開するためには、適切な教育環境の整備が必要です。

特別支援学校の在籍者数の増加に対応するため、新設の特別支援学校の開校に向け準備を進めるとともに、さらなるICT環境と利活用体制の整備など、障がいのある子供が安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備を推進します。

（柱5）専門性の向上と支援体制の整備・充実

障がいのある子供一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行うためには、特別支援教育に関する教職員の専門性の向上や、地域や各学校における特別支援教育推進体制の整備・充実が必要です。

このため、特別支援教育を担う人材の育成、教員研修の充実等を行い、個々の教員の専門性やICT活用指導力の向上を図るとともに、関係機関との連携や外部専門家の活用等による支援体制の整備・充実を図ります。

6 第2期推進プランの実施に当たって

(1) 推進体制

障がいのある子供の自立と社会参加に向けた主体的な取組を一貫して支援するため、関係者間の連携・協力を密にし、効果的かつ総合的に施策の推進を図ります。

①市町村との連携・協働

市町村教育委員会の現状とニーズの的確な把握に努めるとともに、必要な支援を行いつつ、全県的な特別支援教育の推進に向けて、連携・協働して取り組みます。

②知事部局との連携強化

乳幼児期、学校卒業後、学校外活動等について、県教育委員会内部での連携はもとより、保健・医療・福祉・労働等の各分野に関わる知事部局とも積極的に連携して取り組みます。

③家庭・地域・企業等との連携・協働

教育委員会や学校だけでは解決できない課題に対応するため、家庭、地域、企業等との連携を図り、様々な教育的資源を活用した施策を積極的に展開します。

(2) 点検・評価

特別支援教育推進に関する施策については、第2期推進プランの策定趣旨を踏まえ、年度ごとに点検・評価を行い、施策ごとの進捗状況を公表します。

第2章

各論

第2章 各論

第1節 連続性のある多様な学びの場における教育の充実（柱1）

I 小中学校

1 小中学校における通常の学級

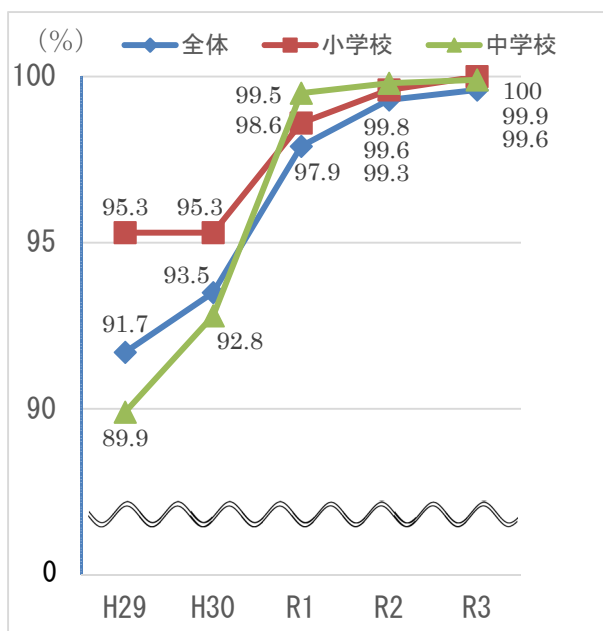
(1) 現状と課題

通常の学級には特別な支援を必要とする児童生徒が一定数在籍しており、これらの児童生徒の実態は、適切な配慮があれば通常の学級のみでの指導が可能なる者から、通級による指導を必要とする者まで様々です。小学校（中学校）学習指導要領解説総則編においても、「通常の学級にも、障害のある児童（生徒）のみならず、教育上特別の支援を必要とする児童（生徒）が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠である」と示されています。

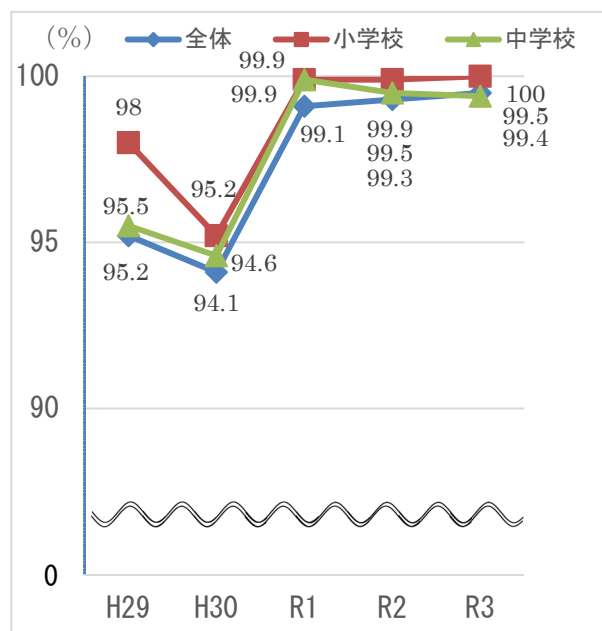
こうした中、本県では、各学校における特別支援教育の推進体制の整備に取り組んできました。その結果、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成など体制面の整備が進んできました。

今後は、学校全体での組織的な対応や特別な支援を必要とする児童生徒一人一人に対しての個別の教育支援計画等の効果的な活用、児童生徒理解の一層の促進、通常の学級における特別支援教育の視点を取り入れた指導の更なる充実などを推進していく必要があります。

■ 個別の教育支援計画作成率の推移



■ 個別の指導計画作成率の推移



資料：福岡県教育委員会「特別支援教育体制整備調査」

(2) 施策の方向

ア 学校全体で組織的に対応する特別支援教育推進体制の充実

学級担任や特別支援教育コーディネーターなどの特定の教員だけでなく、学校全体で組織的に特別な支援を必要とする児童生徒への教育に取り組み、指導・支援の質の向上を図るため、校長等の管理職がリーダーシップを発揮して、教職員が適切に役割を分担し、かつ相互に連携した校内体制が充実するよう、計画的に研修を行います。

【主な施策・事業】

- ・小・中・義務教育学校校長（副校長・教頭）特別支援教育研修
(特別支援教育課・義務教育課)
- ・特別支援教育推進計画の充実・活用（特別支援教育課）
- ・中堅教諭等資質向上研修（義務教育課・教育センター）

イ 教育的ニーズに応じた個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用

特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、当該児童生徒に対する個別の教育支援計画等を作成し、これに基づく指導の実施、評価及び見直しや引継ぎ等の活用を進めます。

【主な施策・事業】

- ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画の様式例・記入例の周知（特別支援教育課）
- ・特別支援教育コーディネーター研修（特別支援教育課）

ウ 生徒指導との連携に基づく児童生徒理解の促進

生徒指導上の諸問題を抱える児童生徒の中には、発達障がい背景とするケースが存在していることから、発達障がいに起因する二次的な障がい¹¹と生徒指導上の諸問題との関連及び対処法について理解を図り、特別支援教育と生徒指導の連携による児童生徒理解の推進及び適切な対応に努めます。

【主な施策・事業】

- ・スクールカウンセラー等活用事業（義務教育課）

エ 特別支援教育の視点を生かした通常の学級における指導の充実

特別な支援を必要とする児童生徒が通常の学級に在籍することを踏まえ、学級担任等は、特別支援教育コーディネーターや専門家と連携しつつ、児童生徒の特性に応じた指導を行うことができるよう、特別支援教育に関する専門性のさらなる向上に努めます。

また、ユニバーサルデザイン¹²や合理的配慮の提供を前提とする授業づくりや学級経営を推進します。

【主な施策・事業】

- ・福岡県重点課題研究指定・委嘱事業（義務教育課・特別支援教育課）
- ・ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりの周知（特別支援教育課）
- ・小中学校の教職員に向けた研修動画コンテンツの提供（特別支援教育課）

2 小中学校における通級による指導

(1) 現状と課題

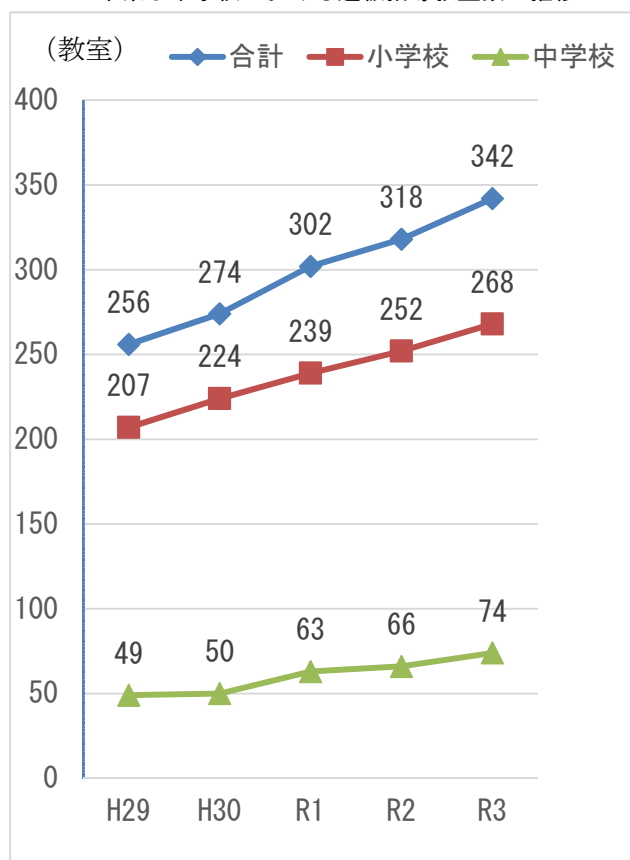
全国において、通級による指導を受ける児童生徒は増加しており、平成 29 年度の通級による指導の担当教師の基礎定数化など、小中学校等における特別な支援を必要とする児童生徒への学びの場や指導体制は段階的に充実してきています。

本県においても、LD・ADHD を中心に通級による指導を必要とする児童生徒の増加に合わせ、通級による指導の場の拡充を図ってきました。現在、小学校においては、ほとんどの市町村に通級指導教室が設置されています。中学校においても、必要に応じて段階的に設置が行われています。指導の形態として、児童生徒の多様な教育的ニーズや地域の実態等に応じ、教員による巡回指導を取り入れている地域もあります。

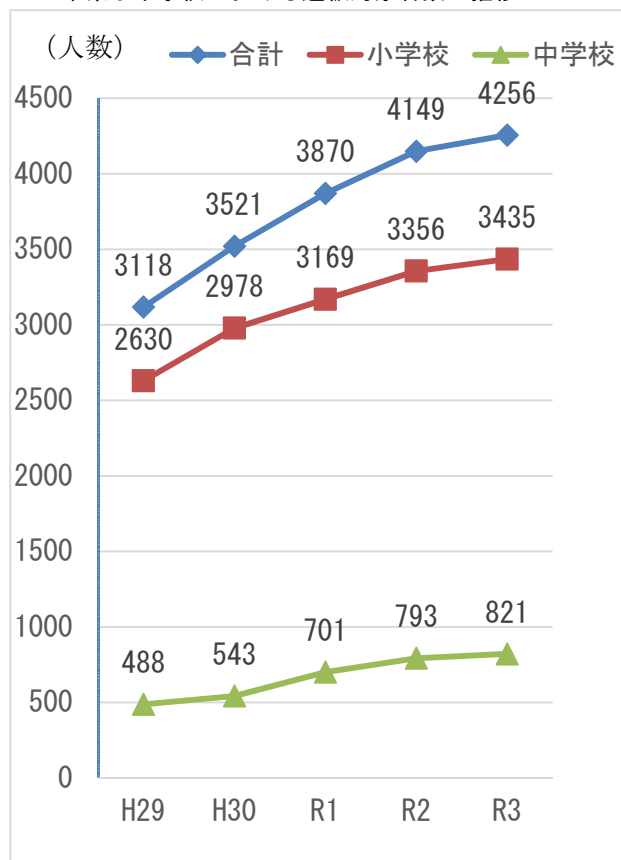
通級指導教室の増加に伴い、新しく通級による指導を担当する教員が増加しており、児童生徒の実態把握や個に応じた自立活動の指導など専門的指導力の向上が課題となっています。

加えて、通級による指導の効果を高めるためには、児童生徒が在籍する通常の学級の担任及び教科担任の協力が不可欠であり、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用した在籍学級との連携も課題です。

■ 本県小中学校における通級指導教室数の推移



■ 本県小中学校における通級対象者数の推移



資料：福岡県教育委員会「特別支援教育資料」

(2) 施策の方向

ア 通級指導教室の適切な設置

通級による指導を必要とする児童生徒の増加に対応するため、国の算定基準に基づき、通級指導教室の適切な設置を行います。また、基礎定数基準に満たない市町村に対しては、地域全体で必要な指導を実施することができるよう教員巡回型や複数市町村による共同設置などの通級の形態とその効果を周知し、各地域の実態を踏まえた適切な通級による指導を推進します。

【主な施策・事業】

- ・通級による指導の形態等についての周知（特別支援教育課・教職員課）
- ・通級指導教室未設置市町村への優先配置（教職員課・特別支援教育課）

イ 在籍学級等との連携を図る個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用

通級による指導担当教員と学級担任等が、通級による指導を受けている児童生徒の実態や到達目標、指導内容、指導方法などについて情報を共有し、連携して指導できるようにするため、通級による指導を受けている全ての児童生徒に対して、個別の教育支援計画等を確実に作成し、これに基づく指導の実施、評価及び見直しや引継ぎ等の活用を図ります。

【主な施策・事業】

- ・通級による指導教育課程実践交流会（特別支援教育課）
- ・通級指導教室設置校訪問（特別支援教育課）

ウ 通級による指導の充実

通級による指導担当教員に対して、障がいに関する専門的知識・自立活動を中心とした指導力に加え、関係機関との連携や進路に関する知識・情報など幅広い専門性の向上を図るため、計画的な研修を実施します。

また、担当教員のカリキュラム・マネジメント力などの向上を図り、地域における特別支援教育推進の中核となる人材の育成に努めます。

さらに、担当教員の各障がい種に関する専門性の向上を図るため、教育センターにおける専門研修講座の受講を奨励します。併せて認定講習等による特別支援学校教諭免許状の取得を奨励します。

【主な施策・事業】

- ・通級による指導新任担当教員研修（特別支援教育課）
- ・地域における特別支援教育を推進する教員の育成・活用（特別支援教育課）
- ・専門研修講座の開設（教育センター）

3 小中学校における特別支援学級

(1) 現状と課題

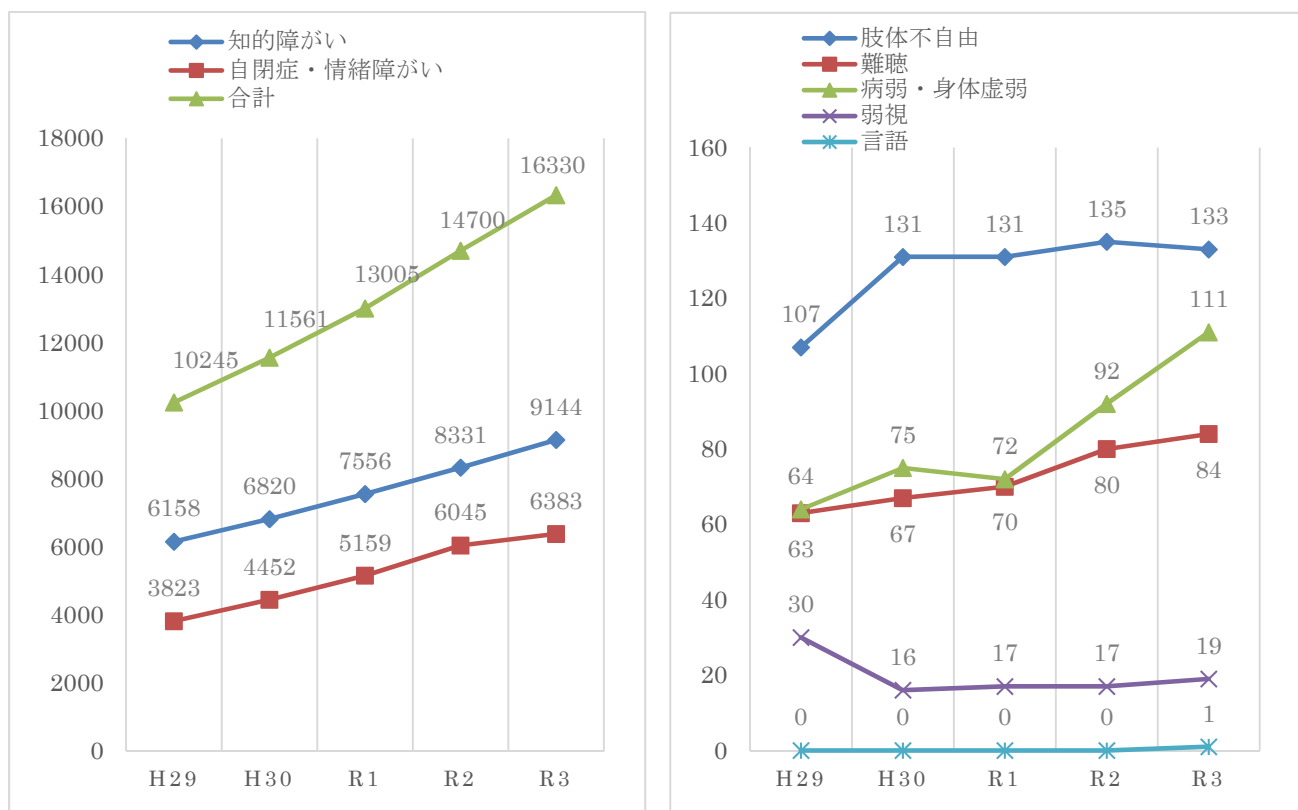
全国的に特別支援学級数と在籍する児童生徒は増加し続けており、中でも知的障がいと自閉症・情緒障がいの特別支援学級が大半を占める現状があります。

本県においても、特別支援学級に在籍する児童生徒は増加しており、知的障がい又は自閉症・情緒障がいを有する割合は特別支援学級在籍者全体の約 98%となっています。児童生徒の増加に伴い、新しく特別支援学級を担当する教員が増加し、令和3年度は、特別支援学級を担当して3年未満の教員が特別支援学級を担当する教員全体の約6割を占めています。

現在、特別支援学級には、複数の障がいを併せ有する児童生徒も多く在籍しており、一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実が課題となっています。また、異なる学年の多様な児童生徒に対し弾力的な教育課程を編成する必要があり、担当する教員には、一人一人の実態を適切に把握する力やカリキュラム・マネジメントを推進する力、個別の教育支援計画及び個別の指導計画に基づく一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行う力が求められています。

また、インクルーシブ教育システムを構築するためには、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習の機会の設定や内容の充実が特に重要です。

■ 本県小中学校における特別支援学級在籍者数（設置区分別）の推移（人）



資料：福岡県教育委員会「特別支援教育資料」

(2) 施策の方向

ア 学級の実態に応じた適切な教育課程の編成

知的障がい特別支援学級や自閉症・情緒障がい特別支援学級などに在籍する多様な児童生徒への指導の充実を図るため、教育課程実践交流会や学校訪問等を通して、各特別支援学級の実態に応じた適切な教育課程の編成に努めます。

【主な施策・事業】

- ・特別支援学級教育課程実践交流会（特別支援教育課）
- ・特別支援学級設置校訪問（特別支援教育課）

イ 一人一人の障がいの状態や発達の段階に応じた個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用

一人一人の障がいの状態や発達の段階に応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、特別支援学級に在籍する全ての児童生徒に対して、個別の教育支援計画等を確実に作成し、これに基づく指導の実施、評価及び見直しや引継ぎ等の活用を図ります。

【主な施策・事業】

- ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画の様式例・記入例の周知（特別支援教育課）

ウ 交流及び共同学習の充実

障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が可能な限り共に学ぶとともに互いに理解し合うことができるようにするため、交流及び共同学習の一層の充実を図ります。

子供の障がいの特性や個々の学習の状況等を勘案しつつ、学級活動や教科学習において、共同で実施することが可能なものについては、年間指導計画等に位置付けて、年間を通じて計画的に実施し、相互に教育効果が高まるよう充実を図ります。

【主な施策・事業】

- ・特別支援教育コーディネーター研修（特別支援教育課）

エ 特別支援学級における指導の充実

特別支援学級担当教員に対して、障がいの特性に応じた指導方法、自立活動を実践する力など、特別支援教育に関する専門的な力の向上を図るため、計画的な研修を実施します。

また、担当教員のカリキュラム・マネジメント力などの向上を図り、地域における特別支援教育推進の中核となる人材の育成に努めます。

さらに、担当教員の各障がい種に関する専門性の向上を図るため、教育センターにおける専門研修講座の受講を奨励します。併せて、認定講習等による特別支援学校教諭免許状の取得を奨励します。

【主な施策・事業】

- ・特別支援学級新任担当教員研修（特別支援教育課）
- ・専門研修講座の開設（教育センター）

II 高等学校

1 現状と課題

本県においては、近年、中学校の特別支援学級及び通級による指導の対象であった多くの生徒が、高等学校に進学している状況です。平成29年度と令和3年度を比較すると、公立の高等学校に進学した特別支援学級の卒業者は約2.4倍、通級による指導の対象であった卒業者は約2.2倍と増加しています。

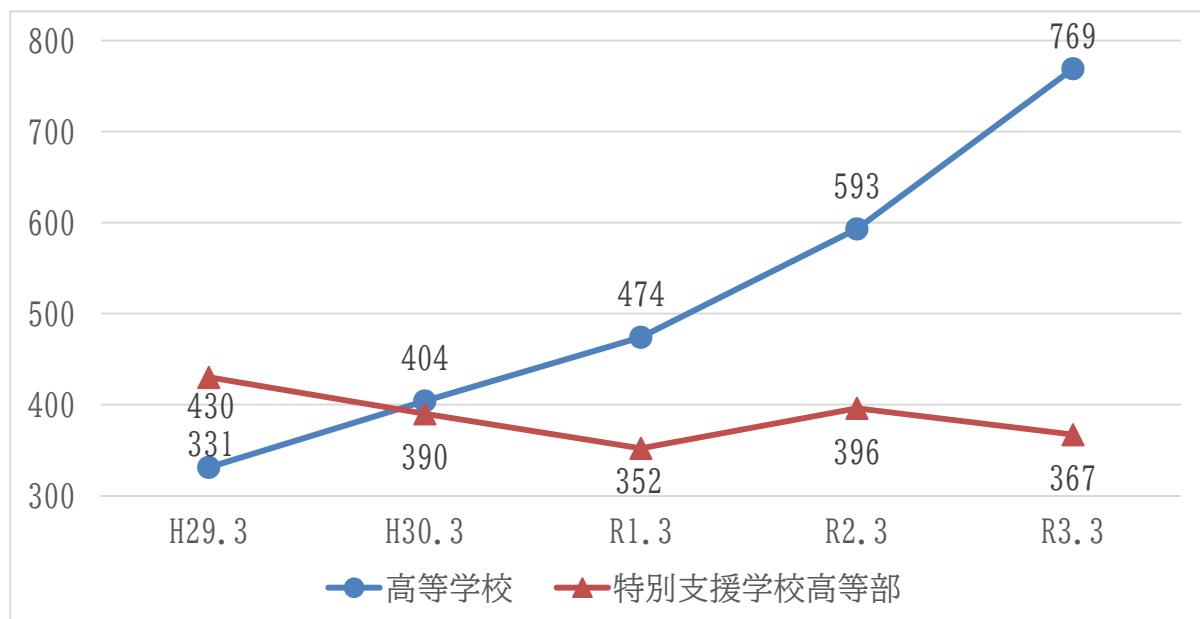
また、拠点校4校において通級による指導を実施しており、対象生徒数は平成29年度の10人から令和3年度は74人に増加しています。

このように、高等学校においては、小中学校から発達障がいを含む障がいのある生徒が進学している状況を踏まえ、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用し、適切な指導及び必要な支援を行うことが重要です。そのため、小中学校で特別支援教育を受けてきた生徒の個別の教育支援計画等を適切に引き継ぎ、高等学校においても生徒一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて合理的配慮の提供等が更に充実して行われる必要があります。

また、卒業後の進路先に対し、生徒に必要な支援の内容や環境整備についての情報が適切に引き継がれていないなど関係機関等との連携が課題です。

今後は、高等学校における特別支援教育を推進するため、特別支援教育コーディネーターや通級による指導を担当する教員をはじめとする教員の専門性の向上を図る必要があります。さらに、発達障がい等のある生徒については、特別支援学校の有する自立活動の指導のノウハウが活用され、それぞれの生徒に応じた適切な指導及び必要な支援が行われるよう、高等学校と特別支援学校との連携を強化することが必要です。

■ 本県における中学校特別支援学級卒業生の進路先の推移（人）



資料：福岡県教育委員会「特別支援教育資料」

2 施策の方向

(1) 高等学校における通常の学級

ア 学校全体で組織的に対応する特別支援教育推進体制の充実

ホームルーム担任や特別支援教育コーディネーターなどの特定の教員だけでなく、学校全体で組織的に特別な支援を必要とする生徒への教育に取り組み、指導・支援の質の向上を図るため、校長等の管理職がリーダーシップを発揮して、教職員が適切に役割を分担し、かつ相互に連携した校内体制の充実を図ります。

【主な施策・事業】

- ・ 県立学校等管理職研修会（高校教育課・教育センター・特別支援教育課）
- ・ 特別支援教育コーディネーター研修（特別支援教育課・高校教育課）

イ 教育的ニーズに応じた個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用

高等学校においても、特別な支援を必要とする生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、当該生徒に対する個別の教育支援計画等を作成し、これに基づく指導の実施、評価及び見直し等の活用を進めるとともに、高等学校から進路先に対し適切な引継ぎや連携が行われるよう、学校段階を超えた切れ目ない引継ぎの重要性に関する理解を図ります。

【主な施策・事業】

- ・ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の様式例・記入例の周知（特別支援教育課）

ウ 特別支援教育の視点を生かした指導の充実

発達障がいを含む特別な支援を必要とする生徒が在籍することを踏まえ、特別支援教育コーディネーターや専門家と連携しつつ、多様な生徒一人一人の特性について把握し、必要な支援の充実を図ります。また、特別支援教育と生徒指導の連携による生徒理解の推進及び適切な対応に努めます。

【主な施策・事業】

- ・ 高等学校の教職員に向けた研修動画コンテンツの提供（特別支援教育課）
- ・ 特別支援教育支援員の配置、特別支援教育ボランティアの活用（特別支援教育課）
- ・ 生徒指導主事研修会（高校教育課・特別支援教育課）
- ・ スクールカウンセラー等活用事業（高校教育課）

(2) 高等学校における通級による指導

通級による指導対象生徒の多様な教育的ニーズに応じて支援を行うとともに、対象生徒の自己理解を促し、対処法を学びながら自信を高めるような指導を行うため、担当教員等の障がいに関する専門的知識・指導力に加え、対象生徒の在籍校や関係機関との連携、障がい者雇用等の進路に関する知識・情報など幅広い専門性の向上に努め、計画的な研修を実施します。

【主な施策・事業】

- ・ 高等学校等通級指導推進事業（特別支援教育課）
- ・ 通級による指導担当教員等研修（特別支援教育課）
- ・ 通級による指導教育課程実践交流会（特別支援教育課）

Ⅲ 特別支援学校

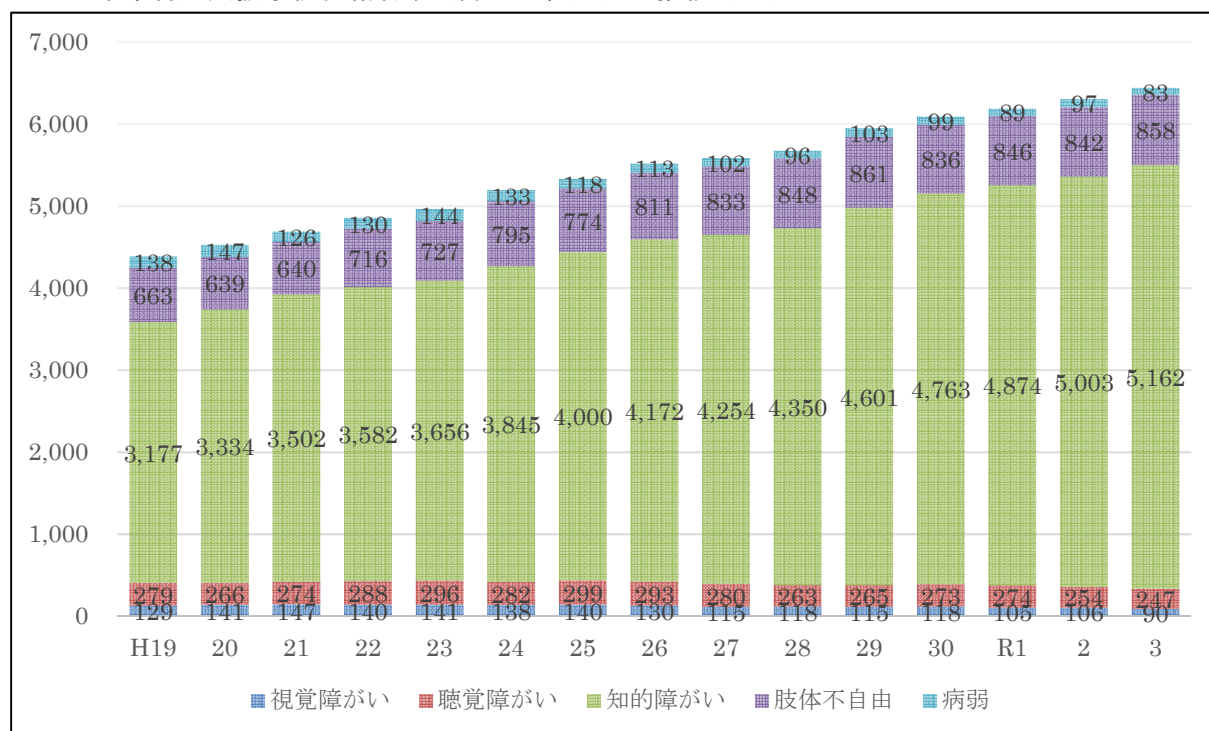
1 現状と課題

本県では、学齢期の児童生徒数が横ばいで推移している中、特別支援学校在籍者の増加傾向が続き、特に知的障がいを対象とする特別支援学校の在籍者が増えています。また、障がいが重度・重複化する一方で、障がいの程度が比較的軽度な児童生徒も増加するなど多様化も進んでおり、今後ますます一人一人の実態に応じた適切な対応が求められます。そのため、障がいのある児童生徒の多様な学びの場における指導の連続性を高めるため、知的障がいのある児童生徒に対する教育課程等の在り方について検討するとともに、各教科等の授業改善に向けた取組を進めていく必要があります。

また、障がいのある子供と障がいのない子供との交流及び共同学習については、インクルーシブ教育システムを構築し、特別支援教育を進展させていくためにも引き続き充実を図る必要があります。

さらに、地域における特別支援教育を推進するため、令和元年度から、これまでの県立特別支援学校ネットワークを福岡県特別支援教育推進ネットワーク¹³に改組し、特別支援学校と各教育事務所の連携を強化するなど、特別支援学校のセンター的機能の充実を図りました。今後も、小・中・高等学校等に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒が、適切な指導を受けられるよう、特別支援学校が有する自立活動の指導や授業づくりなど、その知識や経験を生かした地域支援の充実を図ります。

■ 本県特別支援学校在籍者数（障がい種別）の推移（人）



資料：福岡県教育委員会「特別支援教育資料」

2 施策の方向

(1) 一人一人の実態に応じた指導の充実

一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮した適切な指導を行い、生きる力を育むため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めます。そのために、個別の教育支援計画に基づいた合理的配慮の提供、個別の指導計画に基づく教科等横断的で効果的な指導及び学習指導要領を踏まえたカリキュラム・マネジメントの充実を図ります。

【主な施策・事業】

- ・特別支援学校教育課程実践交流会（特別支援教育課）
- ・特別支援学校グランドデザインの充実・活用（特別支援教育課）

(2) 障がいの重度・重複化及び多様化に対応した専門性の向上

幼児児童生徒の障がいの重度・重複化及び多様化に対応した支援を行うため、各障がい種に対応した総合的な支援機能としての特別支援教育推進ネットワークの充実と活用を図ります。また、障がいの状態等により、学習上又は生活上の困難さが異なることを理解し、障がい種別の専門性を生かした適切な指導を行うとともに、専門性の向上を図るため、教育センターにおける専門研修講座の受講を奨励します。

たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な幼児児童生徒に対しては、看護職員等の適切な配置による医療的ケアの実施など、安全な環境での指導の充実に努めます。併せて、自宅や病院で訪問による教育を受けている児童生徒に対する指導体制の充実も図ります。

【主な施策・事業】

- ・福岡県特別支援教育推進ネットワークの充実・活用（特別支援教育課）
- ・専門研修講座の開設（教育センター）
- ・県立学校医療的ケア体制整備事業（特別支援教育課）
- ・分身ロボットを活用した訪問教育等の充実（特別支援教育課）

(3) 交流及び共同学習の推進

幼児児童生徒の経験を広げ、社会性や豊かな人間性を育てるため、様々な形態の交流及び共同学習を計画的に推進します。特に、障がいのある幼児児童生徒が地域において自立し社会参加するために、地域の人々と活動を共にする機会の設定や居住地にある小中学校等との交流及び共同学習を推進します。

また、地域の小中学校等とのスポーツ等を通じた交流を行うことにより相互理解を深め、共生社会の実現を図ります。

【主な施策・事業】

- ・学校間交流、地域交流、居住地校交流（特別支援教育課）
- ・特別支援学校活性化推進事業（特別支援教育課）
- ・障がい者スポーツ交流会開催事業（スポーツ振興課）

(4) 地域における特別支援教育のセンターとしての役割の発揮

小・中・高等学校等や保護者にとって身近な相談機関として、障がいのある幼児児童生徒の相談・支援、教員への支援、研修への協力等、特別支援教育のセンターとしての役割の一層の充実を図ります。また、地域における人材育成に資する観点から、学校コンサルテーションの考え方をを用いて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒に関わる教員の専門性向上に努めます。

【主な施策・事業】

- ・福岡県特別支援教育推進ネットワークの充実・活用（特別支援教育課）
- ・特別支援教育コーディネーター研修（特別支援教育課）

IV 一貫した継続性のある指導及び切れ目ない支援

1 現状と課題

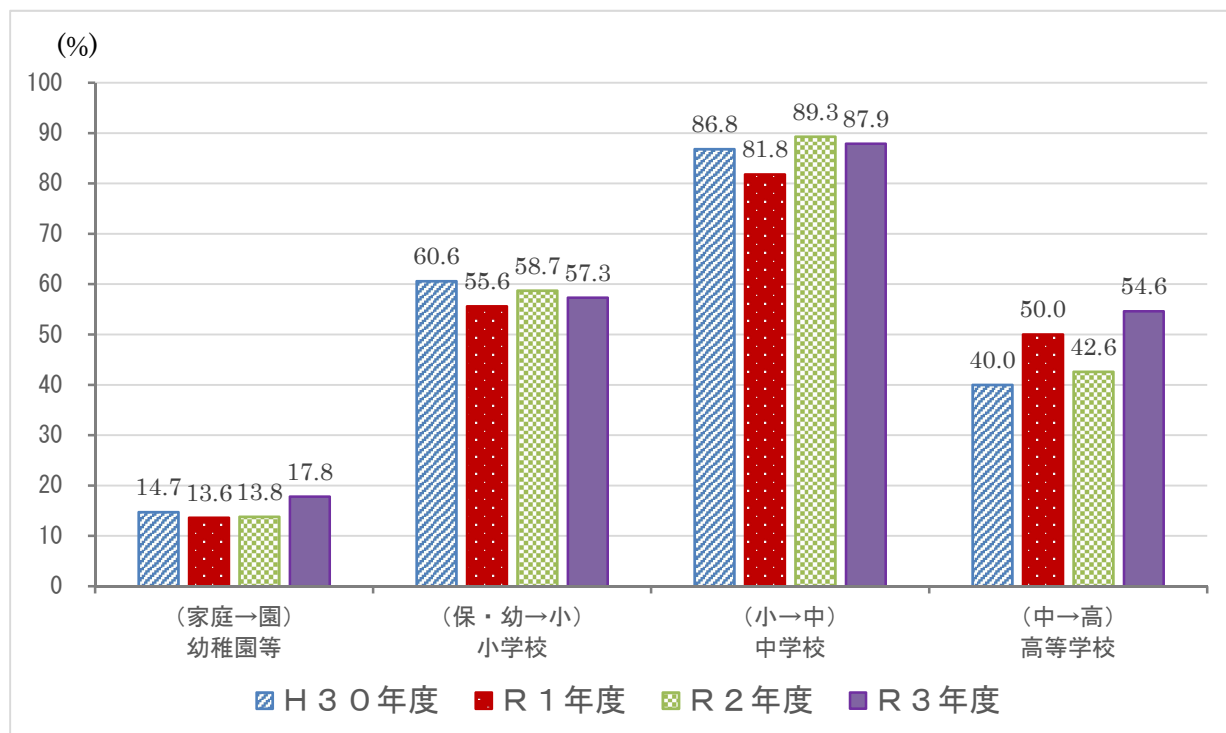
特別な支援が必要な子供やその保護者については、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援を受けられるような体制の整備を行うことが重要です。本県では、特別支援学校のみならず、幼・小・中・高等学校等においても特別な支援が必要な幼児児童生徒一人一人に対して、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用を推進し、一貫した継続性のある支援の実現を目指してきました。

その結果、第1期推進プランの期間において、二つの計画の作成率が向上するとともに、個別の教育支援計画に必要な合理的配慮の内容を記入している割合も増加しており、令和3年度は97.8%となっています。

しかしながら、学校等で作成された個別の教育支援計画や「ふくおか就学サポートノート¹⁴」等の資料を用いて、次の進学先等に確実な引継ぎができていない状況です。進級や進学後の学校への早期の適応を図るためにも、学年間や学校間の連携を図り、個別の教育支援計画等の内容を確実に引き継ぐことが大変重要です。

また、保護者等との共通理解のもと、保健・医療・福祉・労働等の関係機関と情報を共有し、卒業後の進路先に、必要な合理的配慮の提供、環境整備についての情報が引き継がれるよう連携促進を図ることも今後の課題です。

■ 新入生等において、個別の教育支援計画及びその他の資料による情報提供を受けた割合



資料：福岡県教育委員会「特別支援教育体制整備状況等調査」

2 施策の方向

(1) 学校間接続時の連携の充実

幼稚園等と小学校、小中学校と高等学校、これらの各学校等と特別支援学校との間で幼児児童生徒の情報の引継ぎを適切に行うため、幼児児童生徒に提供した合理的配慮の内容や指導内容に関する情報などを記入した個別の教育支援計画等の活用を推進します。

また、引き継がれるべき事項の共通化や統合型校務支援システムなどのICTを活用した連携など、学校間の接続の有効な方法や連携の仕方などの情報提供を通して、市町村及び学校の取組を支援します。

さらに、「ふくおか就学サポートノート」や「引き継ぎシート¹⁵」等を必要な家庭に提供するとともに、学校入学後の支援に生かすことができるよう周知を図ります。

【主な施策・事業】

- ・発達障がい児等教育継続支援事業（特別支援教育課、私学振興課）
- ・特別支援教育コーディネーター研修（特別支援教育課）

(2) 特別支援学校における一貫した継続性のある指導・支援の充実

特別支援学校では、個別の教育支援計画等を活用し、幼稚部・小学部・中学部・高等部の一貫性のある教育をさらに推進し、卒業後も自己実現に向けて努力していくことができるよう、適切な指導や必要な支援を行います。

また、保健や福祉サービス、相談支援事業所、専門機関との連携を強化することで、就労や社会参加を見据えた教育目標の設定及び指導の具体化・焦点化を図ります。

【主な施策・事業】

- ・県立特別支援学校新任部主事等研修会（特別支援教育課）
- ・県立特別支援学校進路指導主事研修会（特別支援教育課）

(3) 障がいの状態や発達の段階に応じた合理的配慮の提供

教育委員会及び学校等は、学校における合理的配慮の提供に関する意思の表明から合意形成までの手続きについて、本人及び保護者に情報提供するとともに、障がいのある幼児児童生徒の能力を十分に引き出し高めるために、教育的ニーズや学校・地域の状況に応じて、受けられる教育や支援等について十分な理解（合意形成）を得るよう努めます。

また、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さない範囲で合理的配慮や基礎となる環境整備を行うように努めます。

【主な施策・事業】

- ・教育支援体制整備事業費補助金（特別支援教育課）
- ・差別の解消の推進に関するガイドラインの周知・活用促進（特別支援教育課）

第2節 就学前における早期からの相談・支援の充実（柱2）

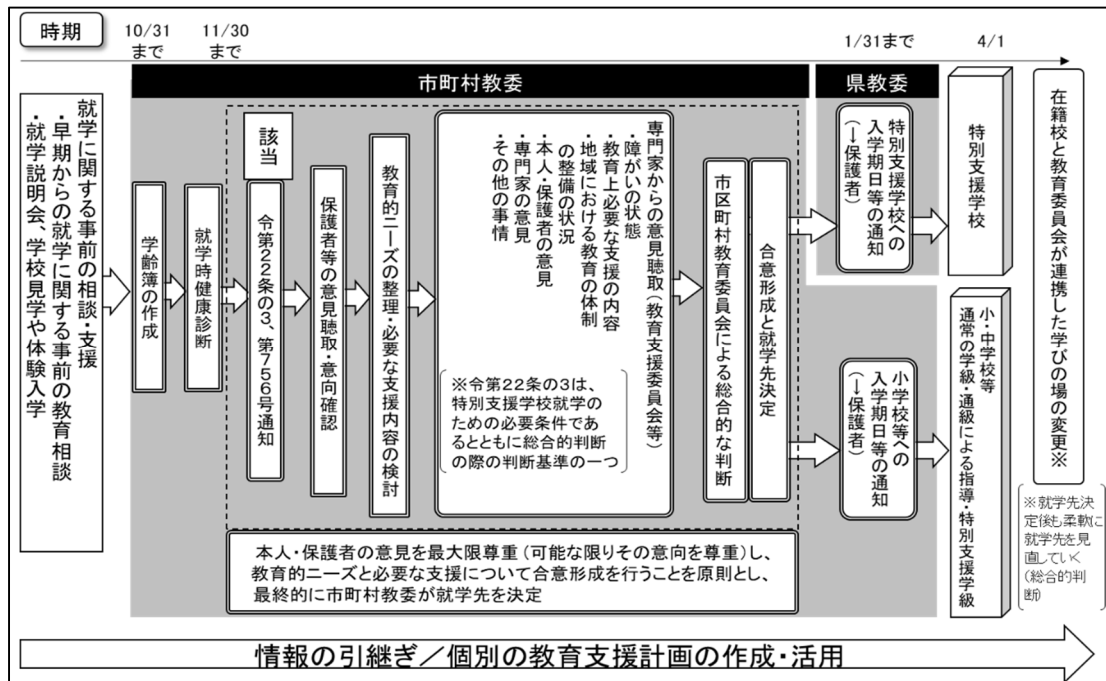
1 現状と課題

障がいのある子供の就学前の学びや支援は多様な場で行われています。その際、子供一人一人の障がいの状態等を把握して教育的ニーズを明確にし、具体的な支援内容を整理することが必要です。また、教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる就学先となる学校や学びの場の検討においては、インクルーシブ教育システムの理念を基本とし、本人及び保護者の意見を最大限尊重しつつ、教育支援委員会等における検討や市町村教育委員会の総合的な判断のもと、必要な支援について合意形成を進めた上で決定することが重要となります。

本県では、市町村教育委員会において就学先の検討等の対象となる幼児数が年々増加しており、今後は、早期からの教育相談・支援、就学相談・支援、就学後の継続的な教育支援の全体を「一貫した教育支援」と捉え直し、子供一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援の充実を図ることが、特別支援教育の更なる推進に向けて重要となります。

そのために、幼稚園等における特別支援教育の推進体制を充実させるとともに、就学後の学びの場を出発点にして、可能な範囲で小学校及び中学校段階の子供の育ちと学校や学びの場の柔軟な見直しの方向性について見通しをもった上で、子供一人一人の教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる学校や学びの場を判断することが必要となります。そして、早期からのきめ細かい就学相談や支援を行うため、保健・医療・福祉部局との連携体制を整備することが求められます。

■ 就学先決定の流れ



※令：学校教育法施行令

2 施策の方向

(1) 幼稚園等における特別支援教育推進体制の整備

幼児一人一人の教育的ニーズに応じ、幼稚園等が適切な支援を継続的に行えるように、幼稚園等における特別支援教育推進体制の整備を進めます。特に、幼児教育の観点から特別支援教育の充実を図るために、教職員や特別支援教育コーディネーター等の資質向上に向けた研修を充実し、個別の教育支援計画等の作成・活用を支援します。

【主な施策・事業】

- ・福岡県幼稚園新規採用教員研修（私学振興課・義務教育課）
- ・発達障がい児等教育継続支援事業（特別支援教育課）

(2) 市町村教育委員会における早期からの相談・支援体制の整備

市町村教育委員会が、域内の小学校や幼稚園等に関し、医療や福祉等の関係部局と十分に連携して、必要な教育相談・支援体制が構築できるよう、近隣の特別支援学校、県発達障がい者支援センター等を通して支援します。

【主な施策・事業】

- ・心と体の発達教育相談（障がい児巡回教育相談）（特別支援教育課）
- ・発達障がい者地域支援マネージャー派遣事業（障がい福祉課）

(3) 障がいのある子供の就学相談や学びの場の検討等の支援の充実

保護者に対して、適切な情報提供や早期からのきめ細かな就学相談及び支援を行うため、市町村就学事務担当者や教育支援委員会¹⁶委員を対象とした研修会を実施するなど就学担当者等の専門性の向上を図り、市町村教育支援委員会の機能充実に支援します。

就学後も教育相談や個別の教育支援計画等の評価などを通して、適切な指導や必要な支援の内容を検討・確認し、子供の教育的ニーズに応じた学びの場の柔軟な見直しを更に推進されるよう、市町村教育委員会の取組を支援します。

また、障がいのある外国人児童生徒についても、関係機関が連携し、早期からの相談・支援及び教育の充実に努めます。

【主な施策・事業】

- ・就学相談・支援担当者研究協議会（特別支援教育課）
- ・市町村等教育支援委員会及び就学相談・支援に関する調査（特別支援教育課）

(4) 保健・医療及び福祉との連携の充実

乳幼児健診に基づく就学前の療育・相談を実施する保健・医療部局との連携、また健診結果に基づく身体障害者手帳又は療育手帳の発行や福祉サービスの紹介・提供を行う福祉部局と連携し、障がいのある子供の実態把握に努めます。

また、それらの情報を基に幼稚園等と小学校との連携を図るため、教育委員会と知事部局とが連携した幼児の発達支援や子育て支援の施策を実施します。併せて、それらの情報の集約を図り、効果的な発信・共有に努めます。

【主な施策・事業】

- ・聴覚障がい児支援中核機能強化事業（特別支援教育課）
- ・新生児聴覚検査体制整備事業（健康増進課）
- ・乳幼児発達診査事業（健康増進課）
- ・発達障がい者地域支援マネージャー派遣事業（障がい福祉課）
- ・障がい児等療育支援事業（障がい福祉課）
- ・児童発達支援事業者の指定（障がい福祉課）
- ・放課後等デイサービス事業者の指定（障がい福祉課）

第3節 卒業後の自立と社会参加を目指した支援の充実（柱3）

1 現状と課題

障がいのある幼児児童生徒が将来的に自立し社会参加するためには、卒業後の生活を見据えたキャリア教育・職業教育の充実が必要です。

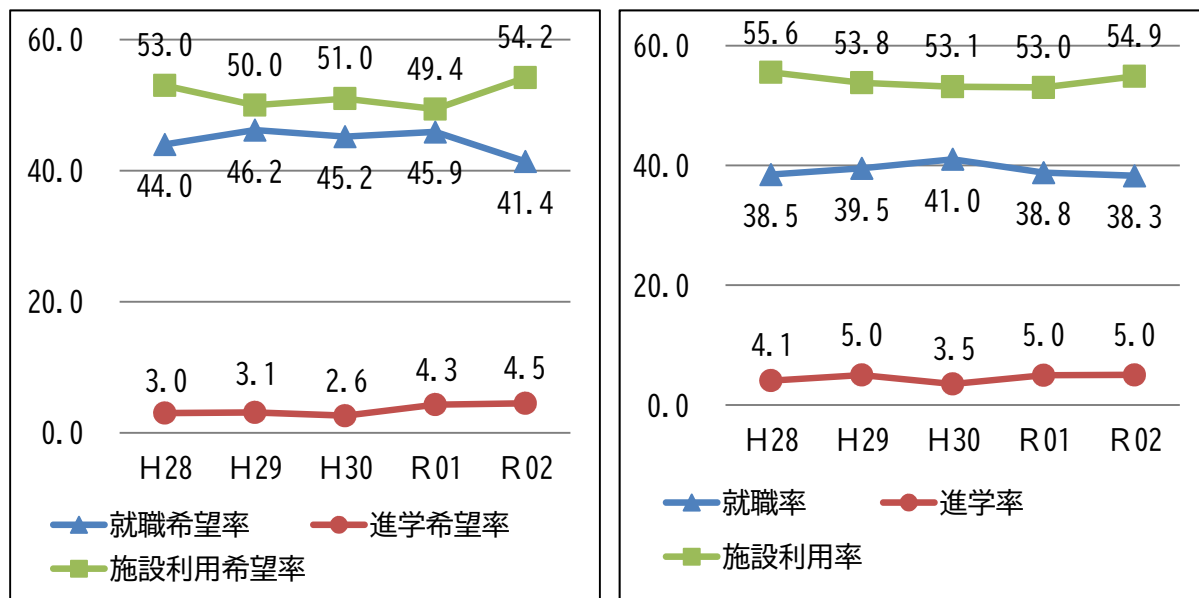
そのため、特別支援学校では、職業に関する各教科・科目や特別活動、総合的な学習（探究）の時間において、勤労観、職業観を育成する取組等を実施するとともに、産業現場等における実習により、職業能力の育成や就労機会の確保に努めています。また、重度の障がいのある生徒については、必要な支援を受けながら社会の中で自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現するため、必要な基盤となる資質・能力を育むよう努めています。

こうした中、自己肯定感を高めたり、生徒本人の自己選択・自己決定を尊重したりする機会を確保するなど早期からのキャリア教育を踏まえた進路指導の更なる充実、生徒の多様なニーズに沿った実習先・就職先の新規開拓が喫緊の課題となっています。

また、ICT を活用した在宅就労など特別支援学校卒業者の就労先が広がる中、新たな職域に対応した専門教育や職業教育の充実、テレワーク実習の実施が期待される一方で、就職後の早期離職等が課題となっています。

さらに、高等学校に在籍する発達障がい等のある生徒については、一般枠での就職のほか、障害者手帳の取得による障がい者雇用枠を利用した就職などもあることから、高等学校と特別支援学校、関係機関が連携を強化し、制度面の理解や適切な指導・支援を行うことが必要です。

■ 県立特別支援学校高等部卒業予定者（専攻科を除く）の進路希望状況・進路状況の推移（%）



進路希望状況の推移

進路状況の推移

資料：福岡県教育委員会「卒業生進路希望先状況調査（各年度11月1日現在）」
「卒業生進路先状況調査（各翌年度5月1日現在）」

2 施策の方向

(1) キャリア教育の充実

キャリア・パスポート¹⁷の作成と活用を通して系統的なキャリア教育を進めるとともに、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を育み、キャリア発達を促します。

特別支援学校においては、卒業後の生活に向けて、本人のみならず保護者も対象とした、卒業生の体験談や福祉制度の理解を深める学習会を実施します。また、寄宿舍については、舎生の生活基盤を整え、自立し社会参加する力を養う機能を有しているため、寄宿舍指導員の研修の充実を図り、その教育効果を高めます。

【主な施策・事業】

- ・ 県立特別支援学校就職学習会等（特別支援教育課）
- ・ 高校生みらい支援事業（高校教育課）
- ・ 寄宿舍指導員研修会（特別支援教育課）

(2) 職業教育の推進

障がいのある生徒が希望をもって自立的に自己の未来を切り拓いていくために、専門教科や作業学習等を通じた実践的な教育の充実を図ります。

また、ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導方法の開発、既存の作業学習の作業活動や指導内容等の見直しなどを行い、一人一人の社会的・職業的自立に向けて基盤となる能力や態度の向上を図り、生徒の就労に向けた意欲を喚起します。

【主な施策・事業】

- ・ 福岡県特別支援学校技能検定事業（特別支援教育課）

(3) 関係機関等との連携の強化とICTを活用した就職支援の充実

生徒が高等部在学中の早い段階から、企業関係者、福祉・労働等の関係機関との連携を図り、ICTを活用したテレワーク実習を含む産業現場等における実習の実施や実習先・就職先の開拓等を進めます。

また、進路指導担当教員の資質の向上を図るために、研修会において企業人事担当者等の外部講師を招聘し、特別支援学校における進路指導の充実に努めます。

【主な施策・事業】

- ・ 特別支援学校生徒ICT活用就職支援事業（特別支援教育課）
- ・ 特別支援学校技能見学会及び企業と教職員との交流会（新雇用開発課）

(4) 学校卒業後に向けた引継ぎ及び移行支援の充実

就職後の早期離職の防止や福祉サービス利用のために、関係機関・関係者間で必要な配慮等を確実に引き継ぐとともに、在学中に身に付けた力を卒業後の生活に円滑に生かせるよう、「ふくおか就学サポートノート」の「引き継ぎシート」の活用を推進し、特別支援学校と高等学校、関係機関で情報提供や情報共有を行い、連携に努めます。

【主な施策・事業】

- ・ 福岡県特別支援教育就労促進連携協議会（特別支援教育課）

(5) 社会体験活動、障がい者スポーツ、文化芸術活動の推進

将来の社会参加の促進や生涯学習、余暇活動の充実を図るため、障がいのある子供のための社会体験活動や集団活動、障がい者スポーツや文化芸術活動等の推進を図ります。

【主な施策・事業】

- ・ 社会教育施設等を活用した障がいのある子供のための体験活動事業（社会教育課）
- ・ 特別支援学校等芸術鑑賞事業（社会教育課）
- ・ 動物介在療法による重複障がい児等の社会生活適応力養成事業（障がい福祉課）
- ・ 福岡県体力向上総合推進事業（体育スポーツ健康課）
- ・ 福岡県パラスポーツタレント発掘事業（スポーツ振興課）
- ・ ふくおか県障がい児者美術展の開催（文化振興課）
- ・ 学校キャラバン特別事業（文化振興課）

第4節 安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備（柱4）

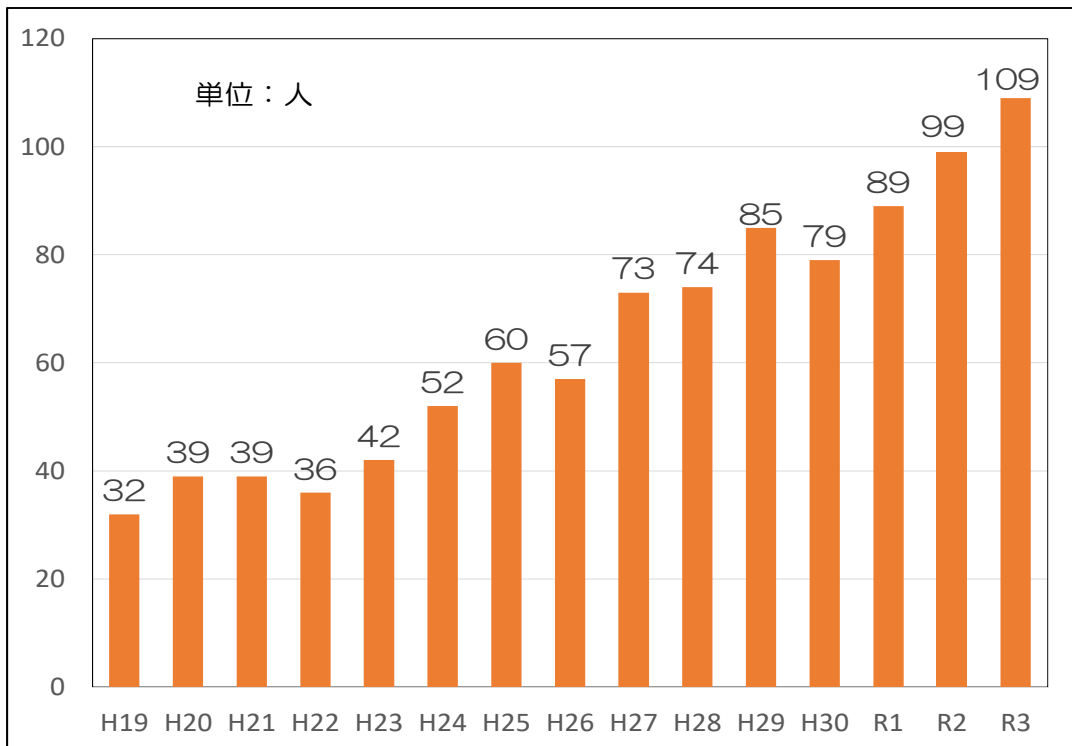
1 現状と課題

本県の特別支援学校の在籍児童生徒は増加の一途をたどり、今後もこの傾向が続くことが予想されます。特に知的障がいを対象とする特別支援学校では、児童生徒数の増加に伴う普通教室の不足に対応するため、適切な受入体制を整備することが喫緊の課題となっています。その上で、障がいのある幼児児童生徒を取り巻く環境の変化や障がいの重度・重複化、多様化などに対応して、各学校が一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を充実させていくことが重要です。

特に、AI技術が高度に発達する Society5.0¹⁸時代の到来を見据え、GIGA スクール構想により、児童生徒1人1台端末環境と通信ネットワーク環境が実現されたことを最大限に生かし、個々の障がいの状態や特性等に応じてICTを効果的に活用することにより、各教科等の指導や障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導の充実を図ることが重要です。また、対面指導と遠隔・オンライン指導を組み合わせることにより、訪問教育を受けている児童生徒や病気療養中の児童生徒の学習機会の充実を図るとともに、感染症や災害による非常時にも学びを継続できる環境づくりが求められています。

さらに、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の通学や校外学習への付添いに関する支援の充実や児童生徒の問題行動・不登校等、生徒指導上の諸課題への対応など、保健・医療・福祉等の関係機関との連携を図り、安全・安心な教育環境の整備に努めることが必要です。

■ 特別支援学校医療的ケア体制整備事業対象者数の推移（各年5月1日現在）



2 施策の方向

(1) 特別支援学校設置基準等に基づいた学校施設の整備

平成31年2月に決定・公表した「県立特別支援学校設置計画」に基づき、特別支援学校3校を新設して、必要な普通教室数の確保を図り、対象となる児童生徒の確実な受入体制を整備します。また、特別支援学校設置基準やバリアフリー法の趣旨を踏まえ、児童生徒の障がいの状態や在籍者数に応じた適切な施設・設備の整備に努めます。

【主な施策・事業】

- ・ 県立特別支援学校3校の新設（特別支援教育課、施設課）

(2) ICT環境の整備と活用の推進

一人一人の障がいの状態や特性に応じたICTの活用が可能となるようICT機器や通信環境の整備・維持・更新に努めます。また、訪問教育を受けている児童生徒や病気療養中の児童生徒の学習機会の確保・充実を図るため分身ロボット等を活用するとともに、障がいの状態や特性に応じた各教科等の指導の充実を図るためデジタル教科書の普及を進めます。さらに、ICT支援員の配置により、ICTが有効に活用されるよう学校を支援します。

【主な施策・事業】

- ・ ICT機器の環境整備（施設課、特別支援教育課）
- ・ デジタル教科書の普及促進（特別支援教育課）
- ・ 情報通信技術支援員（ICT支援員）の配置（施設課）

(3) 医療的ケア児への支援と関係機関との連携の推進

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律¹⁹」の施行を踏まえ、医療的ケア児支援センターとの連携を図り、県立学校への看護職員の配置等に努めるとともに、小中学校等における医療的ケア実施体制の整備・充実が図られるよう支援します。

また、障がいのある幼児児童生徒に対するより効果的な教育と、保護者と子供が安心して学べる安全な環境整備を目指し、保健・医療・福祉等の関係機関との連携を推進します。

【主な施策・事業】

- ・ 県立学校医療的ケア体制整備事業（特別支援教育課）
- ・ 特別支援学校専門スタッフ強化事業（特別支援教育課）

(4) 障がいによる学習上又は生活上の困難に応じた教育環境の整備

障がいのある児童生徒への日常生活上の介助や安全確保、学習活動の支援等を行う特別支援教育支援員等の配置と効果的な活用を促します。

また、発達障がい等により、通常の教科書では文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に向けてマルチメディアデイジー教科書²⁰等の音声教材の普及と活用を促すとともに、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行を踏まえ、障がいの有無に関わらず読書ができるよう環境の整備に努めます。

【主な施策・事業】

- ・ 特別支援教育支援員の配置、特別支援教育ボランティアの活用（特別支援教育課）
- ・ 読書のバリアフリーの推進（特別支援教育課、社会教育課）

第5節 専門性の向上と支援体制の整備・充実（柱5）

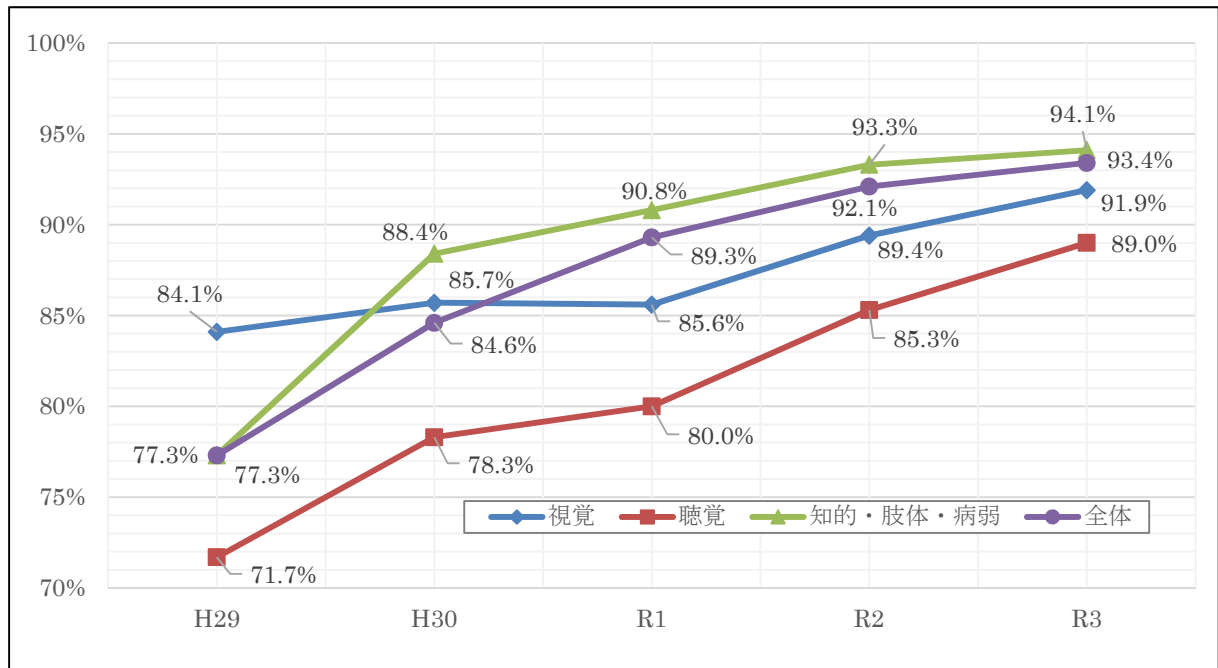
1 現状と課題

特別支援教育を担う教師には、障がいの状態や特性等を把握し、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導を行うことが求められており、各教科等や自立活動の指導等について幅広い知識や技能の習得に加え、学校内外の専門家等とも連携しながら専門的な知見を活用して指導に当たる能力が必要です。本県では、これまで特別支援学校教諭免許状の取得奨励など、教員の専門性向上への取組を進めてきました。その結果、令和3年度の本県特別支援学校（政令市除く。以下同じ。）の教諭等における当該障がい種の特別支援学校教諭免許状の取得率は93.4%となり、一定の成果を挙げています。

しかし、本県特別支援学校においては、毎年、多くの新規採用教員が採用されており、若年教員や経験年数の浅い教員の専門性向上や、新設する特別支援学校の整備に向け、学校経営に参画できるミドルリーダーの育成も急務となっています。一方、小・中・高等学校等においても、特別支援教育の対象者の増加に伴い、担当教員の特別支援教育に関する専門性の向上と核となる人材の育成が課題となっています。このため、特別支援学校が中核的な役割を担い、小・中・高等学校等を積極的に支援していく必要があります。

さらに、ICT環境の整備が進む中、特別支援教育を担う教員の基本的な資質能力の一つとして、ICT活用指導力の向上が求められています。

■ 本県特別支援学校における当該障がい種の特別支援学校教諭免許状保有率の推移



※ 数値は、政令市を除いた主幹教諭、指導教諭及び教諭のみ

資料：特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況調査

2 施策の方向

(1) 特別支援教育を担う人材の育成及び専門性の維持向上

福岡県教員育成指標を踏まえた特別支援教育に係る研修を実施し、今後の特別支援教育を牽引する核となる人材の育成を推進します。

各学校では、OJT²¹や校内研修等により、計画的な人材育成を図ります。特別支援学校では、それぞれの障がい種別の専門性の維持向上や学校経営に参画できるミドルリーダーを育成するとともに、小・中・高等学校等では、全ての教員が特別支援教育に関する基礎的理解の促進を図るため、学校や地域で特別支援教育を推進できる核となる人材を育成します。

【主な施策・事業】

- ・福岡県特別支援教育研究協議会（特別支援教育課・特別支援学校長会）
- ・国立大学大学院派遣研修、国立特別支援教育総合研究所派遣研修（特別支援教育課）
- ・福岡県教育センター長期派遣研修（特別支援教育課、教育センター）
- ・福岡教師塾、ミドルリーダー養成講座等（教育センター）
- ・福岡県教育委員会免許法認定講習（教職員課）

(2) 組織としての専門性の強化及び支援体制の整備・充実

文部科学省の委託事業や補助事業を活用し、特別支援教育推進体制を整備するとともに、特別支援学校のセンター的機能の有効活用を促します。

また、特別支援学校における専門性の向上及びセンター的機能の更なる充実を図るため、各学校において、保健・医療・福祉等に関する外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）を活用します。

さらに、幼・小・中・高等学校等における発達障がいを含む幼児児童生徒などに対する適切な指導と必要な支援を行うため、巡回相談員の派遣を行い、支援体制の整備・充実に努めます。

【主な施策・事業】

- ・特別支援学校におけるセンター的機能の充実（特別支援教育課）
- ・特別支援学校専門スタッフ強化事業（特別支援教育課）
- ・発達障がい児等教育継続支援事業（特別支援教育課）

(3) 教師に求められる ICT 活用指導力の向上

主体的・対話的で深い学びの実現に向け、児童生徒 1 人 1 台端末環境を生かし、障がいの状態や特性に応じた ICT 活用による学習・指導方法の改善や効率化を推進するため、外部人材による OJT 研修の実施など、各種研修会の内容・方法の充実により、教員一人一人の ICT 活用指導力の向上を図ります。また、ICT を活用した授業づくりや校内体制整備に関する重点課題研究の成果や障がい種別の効果的な実践事例の普及を図り、各学校における ICT 活用の取組を支援します。

【主な施策・事業】

- ・福岡県重点課題研究指定・委嘱事業（特別支援教育課）
- ・ICT 活用のための各種研修会（関係各課）
- ・情報通信技術支援員（ICT 支援員）の活用等（特別支援教育課、施設課）

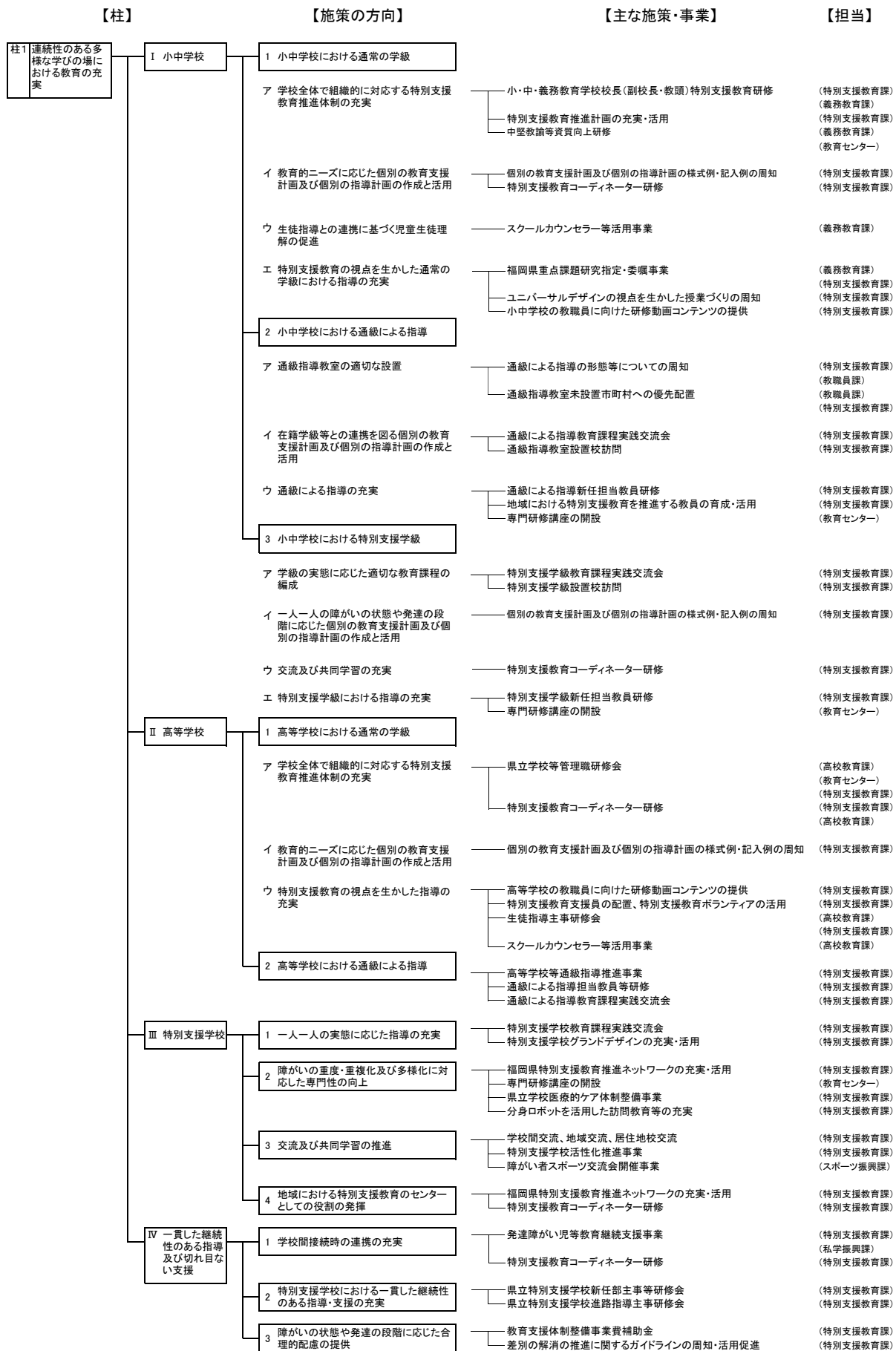
用語解説

ページ	番号	用語	解説
P2	1	インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするとの目的の下、障がいのある者となない者が共に学ぶ仕組み。
P2	2	GIGAスクール構想	1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現するもの。これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すもの。
P3	3	通級による指導	小中学校等の通常の学級に在籍し、言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）などのある児童生徒を対象として、主として各教科などの指導を通常の学級で行いながら、障がいに基づく学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態。
P3	4	カリキュラム・マネジメント	学校又は教師が学校教育目標に基づき、児童生徒や地域等の実態を踏まえて開発したカリキュラムについて、計画的・組織的に推進していくための条件づくり・整備を行い、経営的な活動を展開していくこと。
P4	5	デュアルシステム型現場実習	学校における職業教育と企業における実習とを並行的に実施する職業訓練システムによる現場実習。
P5	6	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる事を通して、キャリア発達を促す教育。
P5	7	合理的配慮	障がい者の意思の表明に基づき、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組。学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものと定義されていることに留意。
P5	8	デジタル教科書	紙の教科書の内容の全部（電磁的記録に記録することに伴って変更が必要となる内容を除く。）をそのまま記録した電磁的記録である教材。
P5	9	ICT	「Information and Communication Technology」（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、「情報通信技術」のこと。 日常生活の様々な場面でICTを用いることが当たり前となっている子供たちは、情報や情報手段を主体的に選択し活用していくための「情報活用能力」を身に付け、情報社会に対応していく力を備えることがますます重要となっている。
P6	10	特別支援学校のセンター的機能	特別支援学校がその専門性や施設設備を生かして、小中学校等の要請により、障がいのある子供や担当教員等に対して必要な助言・援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりする機能。
P11	11	二次的な障がい	発達障がいに起因する二次的な障がいは、一次的な障がいである発達障がいの特性に対して、適切な支援がなされないか、不適切な対応がなされるために生じる情緒や行動面の問題を指して用いられている。

ページ	番号	用語	解説
P11	12	ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。
P18	13	福岡県特別支援教育推進ネットワーク	福岡、北九州、北筑後、南筑後、筑豊、京築の地域ごとに、県立特別支援学校と教育事務所でネットワークを構成し、各障がい種別の専門性を補完するとともに、障がいのある幼児児童生徒に対し適切な支援を行う。
P20	14	ふくおか就学サポートノート	前在籍校における幼児児童生徒の情報（指導・支援の情報を含む。）を保護者と学校とで協力してまとめたもの。内包する「引き継ぎシート」により進学先へ引き継ぐようにする。
P21	15	引き継ぎシート	「ふくおか就学サポートノート」に内包されているシート。保護者が、情報を知ってほしい相手（就学・進学先・就労先等）に対して、必要な情報を整理して提供できるようにしたツール。
P23	16	教育支援委員会	就学先の検討に当たっては、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取することが必要であり、それぞれの専門家が参加して総合的な判断を行うための検討を行う組織のこと。なお、専門家からの意見聴取は、市町村教育委員会が就学先の決定を行うに際して、その判断に資するよう実施するものであり、就学先を決定するのはあくまでも市町村教育委員会であることに留意。
P25	17	キャリア・パスポート	児童生徒が、キャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるようまとめたもの。
P26	18	Society5.0	Society 5.0とは、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く社会であり、具体的には、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」と定義されている。
P27	19	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律	医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行われなければならないことを基本理念とした法律。
P27	20	マルチメディアデジター教科書	マルチメディアデジター教科書は、通常の教科書と同様のテキスト、画像を使用し、テキストに音声をシンクロ（同期）させて読むことができるもの。ユーザーは音声を聞きながらハイライトされたテキストを読み、同じ画面上で絵を見ることもできる。
P29	21	OJT	OJTとはOn the Job Trainingの略で、日々の仕事を通じて、上司や先輩が部下や後輩に対して、あるいは、教員同士が共同して、職務上必要な能力（知識・技術（技能）・態度）を育成していく過程を言う。

施策・事業

福岡県特別支援教育推進プラン（第2期）施策体系



福岡県特別支援教育推進プラン（第2期）施策体系



具体的な施策・事業

柱1 連続性のある多様な学びの場における教育の充実

I 小中学校

1 小中学校における通常の学級

施策の方向	施策・事業	施策・事業の概要
学校全体で組織的に対応する特別支援教育推進体制の充実	小・中・義務教育学校校長(副校長・教頭)特別支援教育研修	障がいのある児童生徒及び特別支援教育に関する適切な理解と認識を深め、管理職としての指導力の向上を図ります。
	特別支援教育推進計画の充実・活用	全ての市町村立小・中学校等において統一した様式で「特別支援教育推進計画」を作成し、各学校における特別支援教育の推進について方向性を明確にし、共通理解を図ります。また、研修会での活用を図ります。
	中堅教諭等資質向上研修	発達障がいを含む障がいのある児童生徒の理解や指導の在り方に関する研修を通して、中堅教員として学年及び学級における特別支援教育を推進する力を養います。
教育的ニーズに応じた個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用	個別の教育支援計画及び個別の指導計画の様式例・記入例の周知	幼児児童生徒に対する合理的配慮の内容を個別の教育支援計画に明記するとともに、個に応じた指導・支援の一層の充実を図るため、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の様式を例示し、研修会を通じて、その作成・活用を促進します。
	特別支援教育コーディネーター研修	発達障がいを含む障がいのある児童生徒の理解や指導の在り方に関する研修を通して、特別支援教育コーディネーターとして校内の支援体制の整備を図る力を養います。
生徒指導との連携に基づく児童生徒理解の促進	スクールカウンセラー等活用事業	児童生徒の臨床心理等に関して、高度で専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラー等として配置し、それらを活用して学校における教育相談機能を高めます。
特別支援教育の視点を生かした通常の学級における指導の充実	福岡県重点課題研究指定・委嘱事業(市町村)	本県が直面する重要な教育課題に対して、解決に向けての具体的な手法を実践的に研究し、その成果をまとめるとともに、全県下に普及・啓発し、本県教育の改善・充実を図ります。
	ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりの周知	教科等の教育と特別支援教育で培ってきた有効な方略を授業設計の段階から取り入れて、全ての児童生徒が学習活動によりよく参加し、学習内容をよりよく理解できる授業づくりの充実を図ります。
	小中学校の教職員に向けた研修動画コンテンツの提供	小中学校の教職員に向けて研修動画コンテンツを提供し、小中学校教職員の特別支援教育に関する基礎的な内容の理解を図ります。

2 小中学校における通級による指導

施策の方向	施策・事業	施策・事業の概要
通級指導教室の適切な設置	通級による指導の形態等についての周知	市町村教育委員会に対し、自校通級、他校通級、巡回指導等、それぞれの実施形態における利点や留意点等について周知し、各地域の実態等を踏まえた適切な通級指導の実施を促します。
	通級指導教室未設置市町村への優先配置	通級指導教室未設置市町村に対して、当該町村の主体的な判断を尊重しつつ、必要な情報を提供し、その解消に努めます。
在籍学級等との連携を図る個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用	通級による指導教育課程実践交流会	通級による指導を担当する教員に対して、指導上の諸課題、児童生徒の特性に応じた効果的な指導、在籍学級との連携等に関する研修を行い、対象児童生徒の在籍学校における特別支援教育の推進を図ります。
	通級指導教室設置校訪問	通級による指導対象児童生徒への指導の充実を図るため、教育事務所指導主事等が通級指導教室設置校を訪問し、学級経営や教育課程の編成及び実施状況、指導法の工夫等の状況を把握し、指導の徹底を図ります。
通級による指導の充実	通級による指導新任担当教員研修	通級による指導新任担当教員に対して、児童生徒の障がいに関する基礎的知識、教育課程編成及び学習指導等に関する研修を行い、専門的指導力の向上を図ります。
	地域における特別支援教育を推進する教員の育成・活用	経験豊富な担当教員を、所属校における通級指導教室の充実だけでなく、地域の通級指導教室の充実及び特別支援教育の推進を担う人材として育成・活用を図ります。
	専門研修講座の開設	福岡県教育センターにおいて特別支援教育に関するキャリアアップ講座及びミドルリーダー養成講座を開設し、教職員の専門性の向上や人材育成を図ります。

3 小中学校における特別支援学級

施策の方向	施策・事業	施策・事業の概要
学級の実態に応じた適切な教育課程の編成	特別支援学級教育課程実践交流会	特別支援学級を担当する教員に対して、特別支援教育の動向や特別支援学級における指導上の諸課題等に関する研修を行い、対象児童生徒の在籍学校における特別支援教育の推進を図ります。
	特別支援学級設置校訪問	特別支援学級における対象児童生徒への指導の充実を図るため、教育事務所指導主事等が特別支援学級設置校を訪問し、学級経営や教育課程の編成及び実施状況、指導法の工夫等の状況を把握し、指導の徹底を図ります。
一人一人の障がいの状態や発達段階に応じた個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用	個別の教育支援計画及び個別の指導計画の様式例・記入例の周知	(再掲)
交流及び共同学習の充実	特別支援教育コーディネーター研修	(再掲)
特別支援学級における指導の充実	特別支援学級新任担当教員研修	特別支援学級新任担当教員に対して、児童生徒の障がいに関する基礎的知識、教育課程編成及び学習指導等に関する研修を行い、専門的指導力の向上を図ります。
	専門研修講座の開設	(再掲)

II 高等学校

高等学校における通常の学級、高等学校における通級による指導

施策の方向	施策・事業	施策・事業の概要
学校全体で組織的に対応する特別支援教育推進体制の充実	県立学校等管理職研修会	障がいのある生徒及び特別支援教育に関する適切な理解と認識を深め、管理職としての指導力の向上を図り、特別支援教育の視点を踏まえた組織的な取組の推進を図ります。
	特別支援教育コーディネーター研修	(再掲)
教育的ニーズに応じた個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用	個別の教育支援計画及び個別の指導計画の様式例・記入例の周知	(再掲)
特別支援教育の視点を生かした指導の充実	高等学校の教職員に向けた研修動画コンテンツの提供	県立高等学校等の教職員に向けて研修動画コンテンツを提供し、高等学校教職員の特別支援教育に関する基礎的な内容の理解を図ります。
	特別支援教育支援員の配置、特別支援教育ボランティアの活用	障がい(疑いを含む。)のある生徒が通常の学級で学ぶために必要な合理的配慮を提供するため、特別支援教育支援員の配置やボランティアの活用を行います。
	生徒指導主事研修会	障がいのある生徒及び特別支援教育に関する適切な理解と認識を深め、特別支援教育と生徒指導の連携による生徒理解の促進及び適切な対応に努めます。
	スクールカウンセラー等活用事業	生徒の臨床心理等に関して、高度で専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラー等として配置し、それらを活用して学校における教育相談機能を高めます。
高等学校における通級による指導	高等学校等通級指導推進事業	県立高等学校4校を拠点校とし、通級による指導を行うことで、生徒の障がいに応じた適切な指導・支援を行います。
	通級による指導担当教員等研修	高等学校における通級による指導の充実を図るため、計画的に研修を実施し、担当教員等の障がいに関する専門的知識・指導力に加え、関係機関との連携や進路に関する知識・情報など幅広い専門性の向上に努めます。
	通級による指導教育課程実践交流会	(再掲)

Ⅲ 特別支援学校

施策の方向	施策・事業	施策・事業の概要
一人一人の実態に応じた指導の充実	特別支援学校教育課程実践交流会	「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」や「カリキュラム・マネジメントの確立」等を通じて、幼児児童生徒の自立と社会参加に向けた教育の質の向上を図る方途について実践的な研究に取り組み、その成果を相互に交流することによって特別支援教育の専門性の向上につなげます。
	特別支援学校グランドデザインの充実・活用	校訓、学校運営方針、目指す学校像、学校教育目標、重点目標等を記載した「特別支援学校グランドデザイン」を学校経営計画として作成し、各特別支援学校における学校経営の在り方について周知・共通理解を図ります。また、研修会での活用を図ります。
障がいの重度・重複化及び多様化に対応した専門性の向上	福岡県特別支援教育推進ネットワークの充実・活用	県内6地域において県立特別支援学校が相互に連携し、各障がい種の専門性を補完することにより、障がいのある幼児児童生徒に対し適切な支援を行うことができる体制を整備するとともに、教育事務所との連携強化を図ります。
	専門研修講座の開設	(再掲)
	県立学校医療的ケア体制整備事業	医療的ケアを必要とする児童生徒等が在籍する県立学校において、看護職員を配置するとともに、研修等による市町村(教育委員会及び学校)への支援等を通して、学校における医療的ケアを必要とする児童生徒等が安全に教育を受けられる環境の充実を図ります。
	分身ロボットを活用した訪問教育等の充実	県立特別支援学校7校に分身ロボットを整備し、通学が困難な児童生徒が在籍校での授業に参加すること等により、学習機会の確保や同年代の児童生徒との交流機会の拡充を図ります。
交流及び共同学習の推進	学校間交流、地域交流、居住地校交流	特別支援学校と近隣の小・中・高等学校、近隣地域との交流を行うことにより、相互理解を図り、互いの社会性の涵養や好ましい人間関係の構築を図ります。 また、特別支援学校の児童生徒が地域において自立し社会参加することを目指し、居住地の小・中学校との交流及び共同学習を推進します。
	特別支援学校活性化推進事業	学校・地域の特性と幼児児童生徒一人一人の個性を生かした地域交流活動などの多様な体験を行うことにより、学校と地域との連携を深めるとともに、幼児児童生徒の豊かな人間性や社会性を育みます。
	障がい者スポーツ交流会開催事業	地域の小・中学校とのスポーツを通じた交流を行うことにより相互理解を深め、共生社会の実現を図ります。
地域における特別支援教育のセンターとしての役割の発揮	福岡県特別支援教育推進ネットワークの充実・活用	(再掲)
	特別支援教育コーディネーター研修	(再掲)

Ⅳ 一貫した継続性のある指導及び切れ目ない支援

施策の方向	施策・事業	施策・事業の概要
学校間接続時の連携の充実	発達障がい児等教育継続支援事業	私立を含む、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校において、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒等が、一貫した継続性のある支援を受けることができるように支援します。
	特別支援教育コーディネーター研修	(再掲)
特別支援学校における一貫した継続性のある指導・支援の充実	県立特別支援学校新任部主事等研修会	特別支援学校の幼稚部・小学部・中学部・高等部の主事等の資質能力の向上と、各学部の連携強化を図ることにより、小学部段階～高等部段階に至るまで継続性のある一貫した教育を推進します。
	県立特別支援学校進路指導主事研修会	特別支援学校の進路指導主事等の資質能力の向上を図ることにより、特別支援学校における児童生徒一人一人の進路実現に向けた取組の一層の充実を図ります。
障がいの状態や発達の段階に応じた合理的配慮の提供	教育支援体制整備事業費補助金	インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進について、障がいのある児童生徒等の自立と社会参加に向けた取組の充実を図り、障がいのある児童生徒が十分な教育を受けられる環境を構築するための補助金を有効に活用します。
	差別の解消の推進に関するガイドラインの周知・活用促進	学校における教職員一人一人が、障がいに対する理解と認識を深めるとともに、障がいのある幼児児童生徒に対して適切な指導を行うために示したガイドラインを各学校等に周知し、その活用を推進します。

柱2 就学前における早期からの相談・支援の充実

施策の方向	施策・事業	施策・事業の概要
幼稚園等における特別支援教育推進体制の整備	福岡県幼稚園新規採用教員研修	幼稚園の新規採用教員に対して、特別支援教育に関する講義を実施し、基本的な理解を図ります。
	発達障がい児等教育継続支援事業	(再掲)
市町村教育委員会における早期からの相談・支援体制の整備	心と体の発達教育相談(障がい児巡回教育相談)	就学前の保護者を対象とした教育相談の実施を通して、障がいのある幼児の適切かつ円滑な就学を推進します。
	発達障がい者地域支援マネージャー派遣事業	発達障がい児(者)の支援に携わる関係機関が発達障がい児(者)の特性に沿った対応ができるよう連絡、調整、助言、指導等を総合的に行うことにより、地域における支援機能の強化を図ります。
障がいのある子供の就学相談や学びの場の検討等の支援の充実	就学相談・支援担当者研究協議会	各市町村教育委員会又は学校等において就学相談・支援(就学事務を含む。)に携わる者に対して、就学の制度に関する正しい理解を図るとともに、早期から一貫した支援の重要性についての認識を高めます。また、就学先決定に向けた流れや留意点についての理解を図ります。
	市町村等教育支援委員会及び就学相談・支援に関する調査	市町村等教育委員会に対して教育支援委員会の設置状況や教育支援委員会委員の配置、就学相談・支援等に関して調査を行い、その現状と課題を把握し、必要に応じて情報提供を行います。
保健・医療及び福祉との連携の充実	聴覚障がい児支援中核機能強化事業	関係機関が連携を強化し、福岡県における聴覚障がい児支援の中核機能を整備し、聴覚障がい児と保護者に対し適切な情報と支援を提供します。
	新生児聴覚検査体制整備事業	先天性難聴の乳幼児を円滑に療育につなげるため、「福岡県乳幼児聴覚支援センター」において、新生児の聴覚に係る検査と支援体制の充実を図ります。
	乳幼児発達診査事業	市町村が実施する乳幼児健康診査・家庭訪問等で発見された児童に対し、専門スタッフがそれぞれの専門的立場から発達に問題がある対象児を診査の上、処遇を検討し、健全な発達を促進します。
	発達障がい者地域支援マネージャー派遣事業	(再掲)
	障がい児等療育支援事業	在宅の障がいのある児童等のライフステージに応じた地域での生活を目指し、障がい児(者)施設や医療機関の有する療育支援機能を活用し、身近な地域で療育指導等の充実を図ります。
	児童発達支援事業者の指定	未就学の障がいのある子供に対し、食事や移動訓練等の日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う児童発達支援事業所の充実を図ります。
	放課後等デイサービス事業者の指定	就学中の障がいのある子供に対し、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う放課後等デイサービス事業所の充実を図ります。

柱3 卒業後の自立と社会参加を目指した支援の充実

施策の方向	施策・事業	施策・事業の概要
キャリア教育の充実	県立特別支援学校就職学習会等	企業の外部人材を講師として活用した就職学習会及び就職相談を実施し、生徒の望ましい勤労観・職業観を育成することで、卒業後の進路実現と社会生活の安定を図ります。
	高校生みらい支援事業	生活困窮世帯等を中心に進路支援が必要な生徒に対し、自らの適性についての認識や将来の展望及び職業に対する意識を高めさせ、生徒の進路実現を支援します。
	寄宿舎指導員研修会	寄宿舎指導員の資質能力の向上を図るため、学校内外での研修を計画的に実施します。
職業教育の推進	福岡県特別支援学校技能検定事業	特別支援学校に在籍する生徒の自立と社会参加に向け、就労に必要な知識・技能・態度を身に付けるとともに、卒業後の社会参加・職業生活への意欲や自信を高めます。
関係機関等との連携の強化とICTを活用した就職支援の充実	特別支援学校生徒ICT活用就職支援事業	ICTを効果的に活用し、企業等のニーズに対応できるよう生徒のICT活用スキルを高める職業教育を実施するとともに、テレワークを含めた新たな現場実習の機会を確保することで、県立特別支援学校高等部生徒の進路選択の幅を広げます。
	特別支援学校技能見学会及び企業と教職員との交流会	企業の人事担当者に生徒が学校で学んだ職業技能を披露し、教職員と企業の人事担当者が交流する機会を設けることにより、特別支援学校生徒の就職希望者を増やし、企業においては雇用の拡大につなげます。
学校卒業後に向けた引継ぎ及び移行支援の充実	福岡県特別支援教育就労促進連携協議会	県立特別支援学校と県立高等学校に在籍している生徒一人一人の進路実現や卒業後の社会生活の安定を図るため、地域における関係機関との連携を促進します。
社会体験活動、障がい者スポーツ、文化芸術活動の推進	社会教育施設等を活用した障がいのある子供のための体験活動事業	障がいのある子供たちが新しい仲間と出会い、体験活動や共同生活を行うことを通して、主体的に取り組む力や他者と触れ合う力を育て、たくましく心豊かに生きていく力を培います。
	特別支援学校等芸術鑑賞事業	県内の公立特別支援学校に劇団や室内楽団等公演団体を派遣し、芸術鑑賞の機会の充実を図ります。
	動物介在療法による重複障がい児等の社会生活適応力養成事業	重複障がい児、発達障がい児等を対象に、医療・教育・スポーツの面から療法効果が期待できるホース・セラピーを活用し、社会生活適応力の向上を図ります。
	福岡県体力向上総合推進事業	子供に運動やスポーツの楽しさを実感させるとともに、運動やスポーツをする習慣の定着に努め、体力向上を図ります。 オリンピックパラリンピアン等を派遣し、様々な競技の体験教室などを実施します。 中学校及び高等学校における運動部活動の指導体制の充実を図るため、部活動指導員の配置や活用を促進します。
	福岡県パラスポーツタレント発掘事業	本県から世界で活躍できるパラアスリートを継続的に輩出するため、潜在的な運動能力を持つ障がい者を発掘・育成します。
	ふくおか県障がい児者美術展の開催	障がい児者による美術作品を募集し、入賞作品の制作者を表彰するとともに、県内の文化施設等で展示し、障がい児者の制作意欲の向上と社会参加の推進、障がいのある人が文化芸術活動を鑑賞する機会の確保を図ります。
	学校キャラバン特別事業	若い世代に音楽の楽しさを伝えることを目的に、特別支援学校へプロの演奏家を派遣し、楽器演奏体験をメインとした出前事業を行います。

柱4 安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備

施策の方向	施策・事業	施策・事業の概要
特別支援学校設置基準等に基づいた学校施設の整備	県立特別支援学校3校の新設	「設置計画」に基づく県立特別支援学校3校の新設に向けて、施設設備の整備や関係機関等との連携を図り新設校の教育活動について具体的に検討を進めます。
ICT環境の整備と活用の推進	ICT機器の環境整備	県立特別支援学校でのICT機器が有効に活用されるように、ICT機器や通信環境の整備・維持・更新に努めます。
	デジタル教科書の普及促進	県立特別支援学校(視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由)13校に学習者用デジタル教科書を配備し、障がいの特性に応じた教育を推進します。
	情報通信技術支援員(ICT支援員)の配置	県立特別支援学校の教員のICT機器の活用を推進するとともに、ICT機器の増加に伴う教員の負担軽減を図るため、情報通信技術支援員(ICT支援員)を配置します。
医療的ケア児への支援と関係機関との連携の推進	県立学校医療的ケア体制整備事業	(再掲)
	特別支援学校専門スタッフ強化事業	各特別支援学校において、医療・保健・心理等に関する専門スタッフを配置・活用することで専門性と組織力の向上を図ります。
障がいによる学習上又は生活上の困難に応じた教育環境の整備	特別支援教育支援員の配置、特別支援教育ボランティアの活用	(再掲)
	読書のバリアフリーの推進	障がいに応じた利用しやすい資料を充実するとともに、図書館や読書ボランティア等と連携し、読書活動の推進を図ります。

柱5 専門性の向上と支援体制の整備・充実

施策の方向	施策・事業	施策・事業の概要
特別支援教育を担う人材の育成及び専門性の維持向上	福岡県特別支援教育研究協議会	特別支援教員に関わる教員の資質向上を図り、本県の特別支援教育の振興に寄与するために、教職員の研修や特別支援教育に関する研究・調査などの事業を行います。
	国立大学大学院派遣研修、国立特別支援教育総合研究所派遣研修	特別支援教育に携わる教員を、国立大学大学院や独立行政法人国立特別支援教育総合研究所短期研修(2か月)に派遣し専門的資質を有する教員を育成します。
	福岡県教育センター長期派遣研修	特別支援教育に携わる教員を福岡県教育センターへ1年間派遣し、専門的資質を有する教員を育成します。
	福岡教師塾、ミドルリーダー養成講座等	各界の専門的知識等を有する講師による講義等や、在籍校の諸課題の解決に向けた取組の創造、企画、実践等の研修を通して福岡県の教育をリードするための資質・能力をもつ人材の育成を図ります。
	福岡県教育委員会免許法認定講習	福岡教育大学等において、特別支援学校教諭二種免許状の取得に必要な単位を修得するための講座を開設します。
組織としての専門性の強化及び支援体制の整備・充実	特別支援学校におけるセンター的機能の充実	特別支援学校が域内の教育資源の組合せ(スクールクラスター)の中でコーディネーター機能を発揮し、障がいのある児童生徒等への指導・支援機能の充実を図ります。
	特別支援学校専門スタッフ強化事業	(再掲)
	発達障がい児等教育継続支援事業	(再掲)
教師に求められるICT活用指導力の向上	福岡県重点課題研究指定・委嘱事業	(再掲)
	ICT活用のための各種研修会	児童生徒1人1台端末環境を生かし、障がいの状態や特性に応じたICT活用による学習・指導方法の改善や効率化を図るため、各種研修会の内容・方法の充実を図ります。
	情報通信技術支援員(ICT支援員)の活用等	教員一人一人のICT活用指導力の向上を図るため、外部人材によるOJTの研修の実施を工夫するなど、各学校におけるICT活用の取組の充実を図ります。

参考資料

- 資料 1 福岡県特別支援教育推進プラン（第2期）の概要
- 資料 2 福岡県特別支援教育推進プラン新旧対照
- 資料 3 令和4年度 特別支援教育行政施策（案）

福岡県特別支援教育推進プラン（第2期）の概要

1 策定の趣旨

- 本県では、平成29年4月に特別支援教育に係る施策推進のための指針となる「福岡県特別支援教育推進プラン」（以下「第1期推進プラン」という。）を策定し、令和3年度までの5か年に渡って、これに基づく施策・事業に取り組んできた。
- 第1期推進プランに基づく施策・事業の成果と課題を踏まえ、時代のニーズに応じて更に発展させるため、「第2期福岡県特別支援教育推進プラン」（以下「第2期推進プラン」という。）を策定する。

2 第2期推進プランの期間

令和4年度から令和8年度までの5か年

3 第2期推進プランの構成

第2期推進プランは、「総論」及び「各論」で構成されており、「総論」では、第1期推進プランの成果と課題を検証し、特別支援教育を推進する基本的な視点として、第1期推進プランの5つ柱を継承することを示すとともに、「各論」では、柱ごとに「現状と課題」及び今後5年間で取り組むべき「施策の方向」を示している。

4 第2期推進プランの主な改定内容

第2期推進プランの5つの柱と主な改定内容は次のとおり。

柱1 連続性のある多様な学びの場における教育の充実

I 小中学校

(1) 小中学校における通常の学級

- 通常の学級における学級担任等の特別支援教育に関する専門性の向上
- ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりや発達障がい起因する生徒指導上の諸問題への適切な対応など、特別支援教育の視点を取り入れた学級経営の推進と指導の充実

(2) 小中学校における通級による指導

- 通級による指導を必要とする児童生徒の増加に対応するため、担当教員の自立活動の指導方法等に関する専門的指導力の向上
- 国の算定基準に基づく通級指導教室の適切な設置の推進及び教員巡回型等の各地域の実態を踏まえた指導の充実

(3) 小中学校における特別支援学級

- 特別支援学級に在籍する児童生徒の増加に対応するため、適切な教育課程の編成及び担当教員の障がい特性に応じた指導方法等に関する専門的指導力の向上
- 特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習の一層の充実

II 高等学校

(1) 高等学校における通常の学級

- 障がいのある生徒の高等学校進学者の増加に対応するため、全教職員を対象としたオンデマンド研修の実施など、特別支援教育に関する基礎的理解の促進
- 管理職がリーダーシップを発揮し、学校全体で組織的に対応する校内体制の充実及び発達障がいを含む多様な生徒一人一人の特性に応じた必要な支援の充実

(2) 高等学校における通級による指導

- 生徒の多様な教育的ニーズに応じた支援を行うため、担当教員の自立活動の指導方法等に関する専門的指導力の向上
- 通級拠点校と生徒の在籍校及び障がい者雇用等の進路に関する関係機関との連携の強化

III 特別支援学校

- 特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の増加及び障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、教員の障がい種別の専門性の向上と指導の充実
- 小・中・高等学校等の教員や保護者への相談・支援など、地域における特別支援教育のセンターとしての役割の一層の充実

IV 一貫した継続性のある指導及び切れ目ない支援

- 幼稚園等と小学校、小中学校と高等学校間の接続時における個別の教育支援計画等の確実な引継ぎと活用の推進
- 特別支援学校における個別の教育支援計画等を活用した幼稚園・小学部・中学部・高等部の一貫性のある教育の更なる推進

柱2 就学前における早期からの相談・支援の充実

- 就学先の検討等の対象となる幼児数の増加に対応するため、市町村教育委員会における医療や福祉等の関係部局と連携した早期からの教育相談・支援体制の整備を支援
- インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、適切な学びの場の検討や就学後も柔軟な見直しが進められるよう、研修動画配信等による就学担当者等の専門性の向上及び市町村教育支援委員会の機能充実を支援

柱3 卒業後の自立と社会参加を目指した支援の充実

- 在宅就労など特別支援学校卒業生の就労先が広がる中、ICTを活用した職業教育に関する指導方法等の開発及び作業学習の指導内容の見直しなど、職業教育の充実
- 企業関係者、福祉・労働等の関係機関と連携を図り、ICTを活用したテレワーク実習の実施など、実習先・就職先の新規開拓等による就職支援の充実

柱4 安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備

- 知的障がい特別支援学校に在籍する児童生徒の増加に対応するため、県立特別支援学校3校の新設及び特別支援学校設置基準等を踏まえた適切な施設・設備の整備
- 医療的ケア児支援法の施行を踏まえ、医療的ケア児支援センターとの連携を図り、県立学校への看護職員の配置等による安全・安心な教育環境の整備

柱5 専門性の向上と支援体制の整備・充実

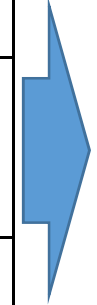
- 福岡県教員育成指標を踏まえ、教員のキャリアステージに応じた特別支援教育に係る研修の充実により、今後の特別支援教育を担う核となる人材の育成を推進
- 児童生徒1人1台端末環境を生かし、障がいの状態や特性に応じたICT活用による学習・指導方法の改善等を推進するためのICT活用指導力の向上

5 点検・評価

特別支援教育推進に関する施策については、第2期推進プランの策定趣旨を踏まえ、年度ごとに点検・評価を行い、次年度の施策に生かす。

福岡県特別支援教育推進プラン(現行) H29~R3年度

施策の柱		施策の方向
柱1 連続性のある 多様な学びの 場における教育の 充実	I 特別支援学校	(1) 一人一人の実態に応じた指導の充実 (2) 障がいの重度・重複化に対応した指導の充実 (3) 交流及び共同学習の推進 (4) 地域における特別支援教育のセンター的機能の充実
	II 特別支援学級	(1) 学級の実態に応じた適切な教育課程の編成 (2) 一人一人の障がいの状態や発達の段階に応じた個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用 (3) 交流及び共同学習の充実 (4) 特別支援学級における指導の充実
	III 通級による指導	(1) 通級による指導の場の拡充 (2) 在籍学級等との連携を図る個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用 (3) 高等学校における通級による指導の制度化への対応 (4) 通級による指導の充実
	IV 通常の学級	(1) 学校全体で組織的に対応する特別支援教育推進体制の確立 (2) 個別のニーズに応じた個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用 (3) 生徒指導との連携に基づく児童生徒理解の推進 (4) 特別支援教育の視点を生かした通常の学級における指導の充実
	V 一貫した継続性のある 指導及び支援	(1) 学校間接続時の連携の充実 (2) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用 (3) 特別支援学校における一貫した継続性のある指導・支援 (4) 障がいの状態や発達の段階に応じた合理的配慮の提供
柱2 就学前における支援の充実	(1) 幼稚園等における特別支援教育推進体制の整備 (2) 市町村教育委員会における早期からの相談・支援体制の整備 (3) 就学先決定に向けた市町村教育委員会の機能の充実 (4) 保健・医療及び福祉との連携の充実	
柱3 卒業後の自立と社会参加を目指した支援の 充実	(1) 職業教育の推進 (2) 関係機関等との連携の強化 (3) キャリア教育の充実 (4) 学校卒業後に向けた引継ぎ及び移行支援の充実 (5) 社会体験活動、障がい者スポーツの推進	
柱4 安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の 整備	(1) 在籍者数の増加に対応した特別支援学校の整備 (2) 学級編制基準の見直し (3) 医療・保健・福祉等に関する外部機関との連携 (4) 多様なニーズに応じた効果的な教育環境の整備	
柱5 専門性の向上と支援体制の整備・充実	(1) 特別支援学校教諭免許状の保有率向上 (2) 核となる人材の育成及び専門性の維持向上 (3) 組織としての専門性の強化及び外部専門家の活用	



福岡県特別支援教育推進プラン(第2期) R4~R8年度

施策の柱			施策の方向
柱1 連続性のある 多様な学びの 場における教育の 充実	I 小中学校	1 通常の学級	ア 学校全体で組織的に対応する特別支援教育推進体制の充実 イ 教育的ニーズに応じた個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用 ウ 生徒指導との連携に基づく児童生徒理解の促進 エ 特別支援教育の視点を生かした通常の学級における指導の充実
		2 通級による指導	ア 通級指導教室の適切な設置 イ 在籍学級等との連携を図る個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用 ウ 通級による指導の充実
		3 特別支援学級	ア 学級の実態に応じた適切な教育課程の編成 イ 一人一人の障がいの状態や発達の段階に応じた個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用 ウ 交流及び共同学習の充実 エ 特別支援学級における指導の充実
	II 高等学校	(1) 通常の学級 (2) 通級による指導	ア 学校全体で組織的に対応する特別支援教育推進体制の充実 イ 教育的ニーズに応じた個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用 ウ 特別支援教育の視点を生かした指導の充実 高等学校における通級による指導
III 特別支援学校			(1) 一人一人の実態に応じた指導の充実 (2) 障がいの重度・重複化及び多様化に対応した専門性の向上 (3) 交流及び共同学習の推進 (4) 地域における特別支援教育のセンターとしての役割の発揮
	IV 一貫した継続性のある 指導及び切れ目ない支援	(1) 学校間接続時の連携の充実 (2) 特別支援学校における一貫した継続性のある指導・支援の充実 (3) 障がいの状態や発達の段階に応じた合理的配慮の提供	
柱2 就学前における早期からの相談・支援の充実			(1) 幼稚園等における特別支援教育推進体制の整備 (2) 市町村教育委員会における早期からの相談・支援体制の整備 (3) 障がいのある子供の就学相談や学びの場の検討等の支援の充実 (4) 保健・医療及び福祉との連携の充実
柱3 卒業後の自立と社会参加を目指した支援の 充実			(1) キャリア教育の充実 (2) 職業教育の推進 (3) 関係機関等との連携の強化とICTを活用した就職支援の充実 (4) 学校卒業後に向けた引継ぎ及び移行支援の充実 (5) 社会体験活動、障がい者スポーツ、文化芸術活動の推進
柱4 安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の 整備			(1) 特別支援学校設置基準等に基づいた学校施設の整備 (2) ICT環境の整備と活用の推進 (3) 医療的ケア児への支援と関係機関との連携の推進 (4) 障がいによる学習上又は生活上の困難に応じた教育環境の整備
柱5 専門性の向上と支援体制の整備・充実			(1) 特別支援教育を担う人材の育成及び専門性の維持向上 (2) 組織としての専門性の強化及び支援体制の整備・充実 (3) 教師に求められるICT活用指導力の向上

令和4年度 特別支援教育行政施策（案）

【施策の方向】

（柱1）連続性のある多様な学びの場における教育の充実

I 小中学校

1 小中学校における通常の学級

- ア 学校全体で組織的に対応する特別支援教育推進体制の充実
- イ 教育的ニーズに応じた個別的教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用
- ウ 生徒指導との連携に基づく児童生徒理解の促進
- エ 特別支援教育の視点を生かした通常の学級における指導の充実

2 小中学校における通級による指導

- ア 通級指導教室の適切な設置
- イ 在籍学級等との連携を図る個別的教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用
- ウ 通級による指導の充実

3 小中学校における特別支援学級

- ア 学級の実態に応じた適切な教育課程の編成
- イ 一人一人の障がいの状態や発達の段階に応じた個別的教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用
- ウ 交流及び共同学習の充実
- エ 特別支援学級における指導の充実

II 高等学校

1 高等学校における通常の学級

- ア 学校全体で組織的に対応する特別支援教育推進体制の充実
- イ 教育的ニーズに応じた個別的教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用
- ウ 特別支援教育の視点を生かした指導の充実

2 高等学校における通級による指導

III 特別支援学校

1 一人一人の実態に応じた指導の充実

- 2 障がいの重度・重複化及び多様化に対応した専門性の向上

3 交流及び共同学習の推進

- 4 地域における特別支援教育のセンターとしての役割の発揮

IV 一貫した連続性のある指導及び切れ目ない支援

1 学校間接続時の連携の充実

- 2 特別支援学校における一貫した連続性のある指導・支援の充実

3 障がいの状態や発達の段階に応じた合理的配慮の提供

（柱2）就学前における早期からの相談・支援の充実

1 幼稚園等における特別支援教育推進体制の整備

- 2 市町村教育委員会における早期からの相談・支援体制の整備
- 3 障がいのある子供の就学相談や学びの場の検討等の支援の充実
- 4 保健・医療及び福祉との連携の充実

（柱3）卒業後の自立と社会参加を目指した支援の充実

1 キャリア教育の充実

- 2 職業教育の推進
- 3 関係機関等との連携の強化とICTを活用した就職支援の充実
- 4 学校卒業後に向けた引継ぎ及び移行支援の充実
- 5 社会体験活動、障がい者スポーツ、文化芸術活動の推進

（柱4）安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備

1 特別支援学校設置基準等に基づいた学校施設の整備

- 2 ICT環境の整備と活用の推進
- 3 医療的ケア児への支援と関係機関との連携の推進
- 4 障がいによる学習上又は生活上の困難に応じた教育環境の整備

（柱5）専門性の向上と支援体制の整備・充実

1 特別支援教育を担う人材の育成及び専門性の維持向上

- 2 組織としての専門性の強化及び支援体制の整備・充実
- 3 教師に求められるICT活用指導力の向上

【特別支援教育課の主な施策・事業】

- 1 小・中・義務教育学校校長(副校長・教頭)特別支援教育研修
- 2 個別的教育支援計画及び個別の指導計画の様式例・記入例の周知
- 3 特別支援教育コーディネーター研修
- 4 ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりの周知
- 5 小中学校の教職員に向けた研修動画コンテンツの提供

- 6 通級による指導の形態等についての周知
- 7 通級指導教室未設置市町村への優先配置
- 8 通級による指導教育課程実践交流会
- 9 通級指導教室設置校訪問
- 10 通級による指導新任担当教員研修
- 11 地域における特別支援教育を推進する教員の育成・活用

- 12 特別支援学級教育課程実践交流会
- 13 特別支援学級設置校訪問
- 2 個別的教育支援計画及び個別の指導計画の様式例・記入例の周知(再掲)
- 3 特別支援教育コーディネーター研修(再掲)
- 14 特別支援学級新任担当教員研修

- 15 県立学校等管理職研修会
- 3 特別支援教育コーディネーター研修(再掲)
- 2 個別的教育支援計画及び個別の指導計画の様式例・記入例の周知(再掲)
- 16 高等学校の教職員に向けた研修動画コンテンツの提供
- 17 特別支援教育支援員の配置、特別支援教育ボランティアの活用
- 18 生徒指導主事研修会
- 19 スクールカウンセラー等活用事業
- 20 高等学校等通級指導推進事業
- 21 通級による指導担当教員等研修
- 8 通級による指導教育課程実践交流会(再掲)

- 22 特別支援学校教育課程実践交流会
- 23 特別支援学校グランドデザインの充実・活用
- 24 福岡県特別支援教育推進ネットワークの充実・活用
- 25 県立学校医療的ケア体制整備事業
- 26 分身ロボットを活用した訪問教育等の充実
- 27 学校間交流、地域交流、居住地校交流
- 28 特別支援学校活性化推進事業
- 24 福岡県特別支援教育推進ネットワークの充実・活用
- 3 特別支援教育コーディネーター研修(再掲)

- 29 発達障がい児等教育継続支援事業
- 3 特別支援教育コーディネーター研修(再掲)
- 30 県立特別支援学校新任部主事等研修会
- 31 県立特別支援学校進路指導主事研修会
- 32 教育支援体制整備事業費補助金
- 33 差別の解消の推進に関するガイドラインの周知・活用促進

- 29 発達障がい児等教育継続支援事業(再掲)
- 34 心と体の発達教育相談(障がい児巡回教育相談)
- 35 就学相談・支援担当者研究協議会
- 36 市町村等教育支援委員会及び就学相談・支援に関する調査
- 37 聴覚障がい児支援中核機能強化事業

- 38 県立特別支援学校就職学習会等
- 39 寄宿舎指導員研修会
- 40 福岡県特別支援学校技能検定事業

- 41 特別支援学校生徒ICT活用就職支援事業
- 42 福岡県特別支援教育就労促進連携協議会

42 県立特別支援学校3校の新設

- 44 ICT機器の環境整備
- 45 デジタル教科書の普及促進
- 25 県立学校医療的ケア体制整備事業
- 46 特別支援学校専門スタッフ強化事業
- 17 特別支援教育支援員の配置、特別支援教育ボランティアの活用(再掲)
- 47 読書のバリアフリーの推進

- 48 福岡県特別支援教育研究協議会
- 49 国立大学大学院派遣研修、国立特別支援教育総合研究所派遣研修
- 50 福岡県教育センター長期派遣研修
- 51 特別支援学校におけるセンター的機能の充実
- 46 特別支援学校専門スタッフ強化事業(再掲)
- 29 発達障がい児等教育継続支援事業(再掲)
- 52 福岡県重点課題研究指定・委嘱事業
- 53 ICT活用のための各種研修会
- 54 情報通信技術支援員(ICT支援員)の活用等